

**第5期東伊豆町地域福祉計画・
地域福祉活動計画**

〔令和8年度～令和12年度〕

令和8年3月

東伊豆町・東伊豆町社会福祉協議会

目次

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨.....	1
第2節	計画の位置づけ.....	2
第3節	計画の期間.....	3
第4節	計画の策定体制.....	3
第5節	SDGs（持続可能な開発目標）の推進.....	4
第2章	東伊豆町の地域福祉を取り巻く現状	5
第1節	統計データからみる現状.....	5
第2節	アンケート調査結果からみる現状.....	10
第3節	ヒアリング調査結果からみる現状.....	26
第3章	計画の基本的な考え方	31
第1節	基本理念.....	31
第2節	基本目標.....	32
第3節	施策の体系.....	33
第4章	施策の展開	34
基本目標1	地域福祉を推進するための基盤をつくる.....	34
基本目標2	地域におけるふれあい・支え合いの輪を広げる.....	38
基本目標3	一人ひとりが必要な福祉を受けられる体制をつくる.....	42
基本目標4	安全・安心な生活環境を確保する.....	51
第5章	東伊豆町成年後見制度利用促進基本計画	55
第1節	成年後見制度利用促進基本計画について.....	55
第2節	成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び目標等.....	55
第6章	東伊豆町再犯防止推進計画	58
第7章	計画の推進	60
第1節	計画の推進体制.....	60
第2節	計画の進行管理.....	61

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

少子高齢化が加速する中、単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、私たちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化しているとともに、地域コミュニティの担い手の減少を招き、地域の活力の低下や、家庭や地域における相互扶助の低下が懸念されています。

また、ひきこもり、社会的孤立、子どもの貧困、8050問題、子ども・高齢者・障害者に対する虐待、ヤングケアラーなど、福祉課題は様々な分野が絡み合い、ますます複雑化・深刻化しています。こうした福祉課題は従来のサービスでは課題解決まで届きにくく、制度の狭間で適切な公的支援を受けられないというケースが浮き彫りになっています。加えて、近年の大雨や地震等の災害時の状況を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、各市町村における個別避難計画の作成の努力義務化が制定されました。令和6年1月に発生した能登半島地震をはじめ、全国の様々な地域で未曾有の自然災害が発生しており、災害発生時の避難支援や避難体制も重要な福祉課題のひとつとなっています。

このような状況の中、人々が様々な福祉課題を抱えながらも、住み慣れた地域で安心していきいき暮らしていける地域を実現するために、地域福祉はこれまで以上にきめ細かな対応が求められています。

国においては、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け、地域や個人が抱える課題を多様な主体が「我が事」として捉え、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、お互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの醸成を進めています。

東伊豆町においては、令和3年3月に「第4期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「誰もが笑顔で暮らし続けることができる地域づくり」を基本理念として、地域のつながりや町全体でのふれあい、助け合いをより一層推進し、すべての住民が地域で幸せに暮らせるまちづくりをめざして、様々な取り組みを実施してきました。

このたび、第4期計画の計画期間が令和7年度に満了することから、今後ますます多様化していく福祉課題・ニーズに対応するため、第4期計画と同様に、東伊豆町と東伊豆町社会福祉協議会が連携・協働して、「第5期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定することで、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながり、ともに支え合い、助け合いながら、いきいきと安心して暮らしていける地域共生社会の実現をめざします。

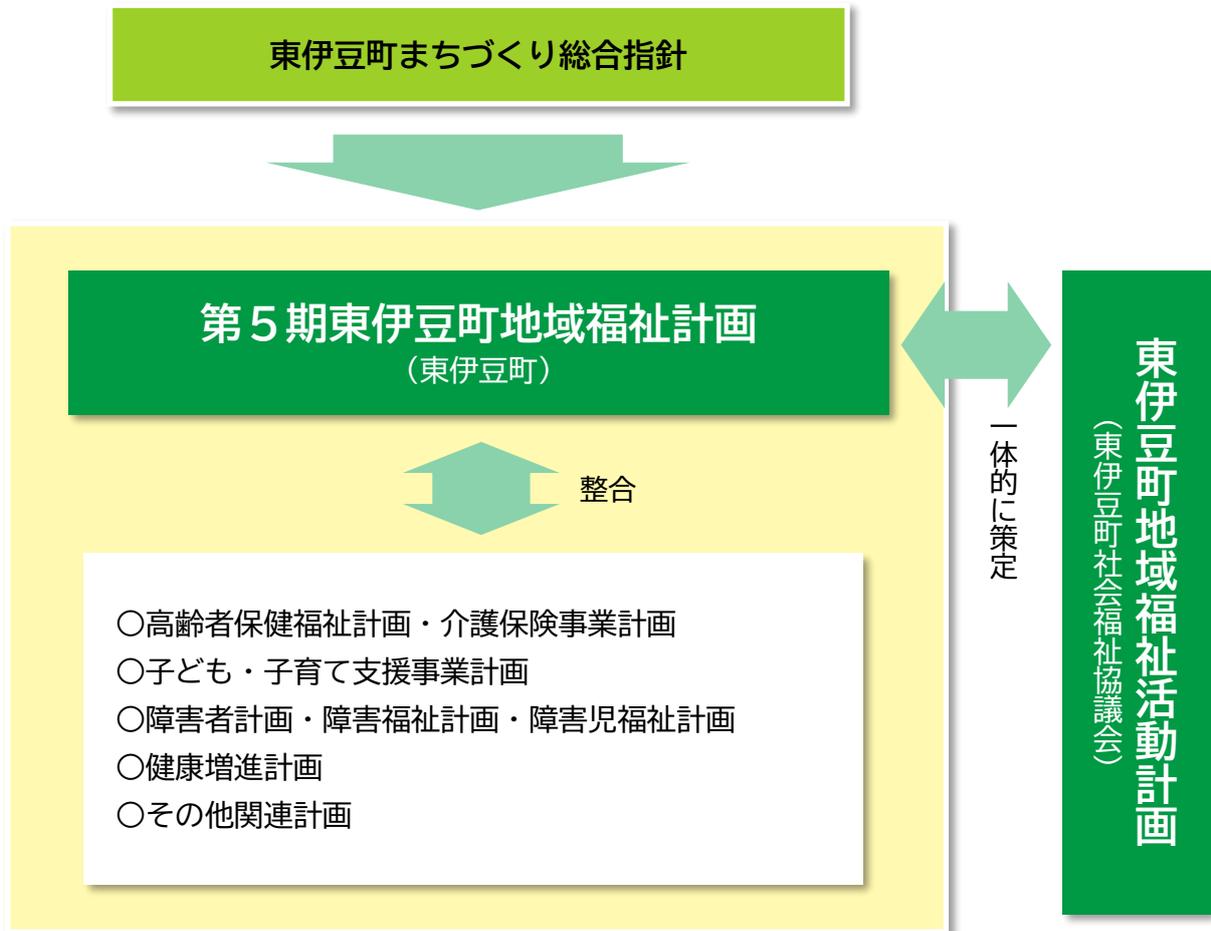
第2節 計画の位置づけ

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職などの関係機関、町民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療施設の専門職などが相互に協力して策定する民間による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

本計画は、東伊豆町が策定する地域福祉計画と、東伊豆町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に策定します。

地域福祉計画は「東伊豆町まちづくり総合指針」を上位計画とし、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、その他関連計画と整合を図り、町の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。また、社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第4期計画		第5期東伊豆町地域福祉計画・ 東伊豆町地域福祉活動計画				

第4節 計画の策定体制

1 「第5期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に係る町民アンケートの実施

本計画を策定するにあたり、地域福祉に関する基礎資料を得ることを目的として、18歳以上の住民1,000人に対し、アンケート調査を実施しました。

2 東伊豆町地域福祉計画策定委員会・東伊豆町地域福祉活動計画策定委員会の開催

本計画を策定するにあたり、東伊豆町地域福祉計画策定委員会、東伊豆町地域福祉活動計画策定委員会を設置し、地域福祉の実情、本計画の方向性などの意見をいただきました。

3 「第5期東伊豆町地域福祉計画・東伊豆町地域福祉活動計画」に向けたヒアリング調査の実施

本計画を策定するにあたり、地域で活動する関係団体等に書面によるヒアリング調査を実施しました。

4 パブリックコメントの実施

町民の意見を広く反映するため、本計画を町ホームページや役場窓口などで公開し、意見を募集しました。

第5節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）は、平成27年に国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までに達成をめざす国際目標です。SDGsは「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための17の長期的なビジョン（ゴール）と169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成されています。

本計画の上位計画である「東伊豆町まちづくり総合指針」において、このSDGsを推進していることから、本計画においても、SDGsを踏まえた施策の推進を図ることとします。

本計画と主に関連があるとされる長期的なビジョン（ゴール）は以下の10個です。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】

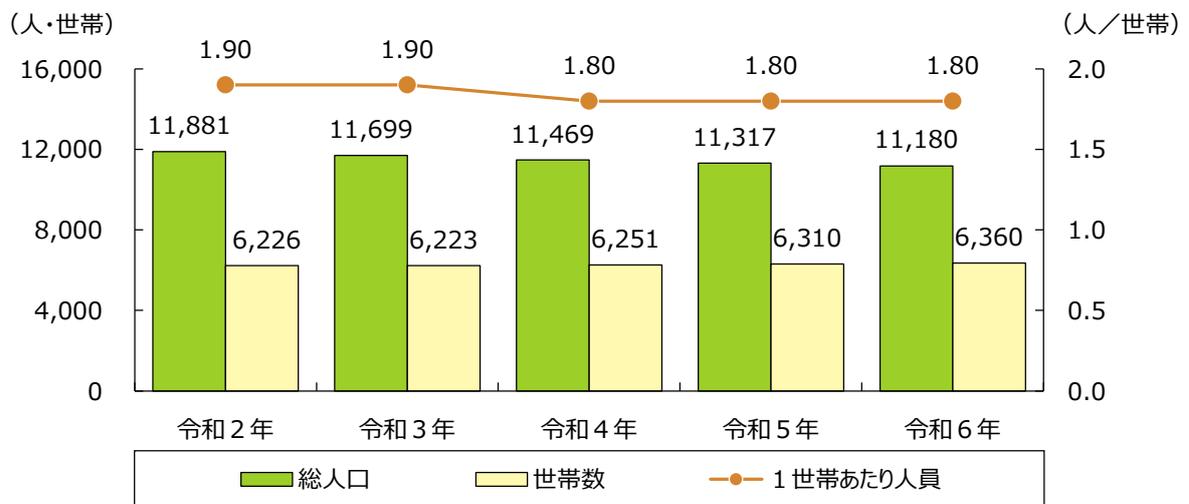
<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 
<p>貧困をなくそう</p>	<p>飢餓をゼロに</p>	<p>すべての人に健康と福祉を</p>	<p>質の高い教育をみんなに</p>	<p>ジェンダー平等を実現しよう</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 
<p>安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>働きがいも経済成長も</p>	<p>人や国の不平等をなくそう</p>	<p>平和と公正をすべての人に</p>	<p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>

第2章 東伊豆町の地域福祉を取り巻く現状

第1節 統計データからみる現状

1 総人口・世帯数の推移

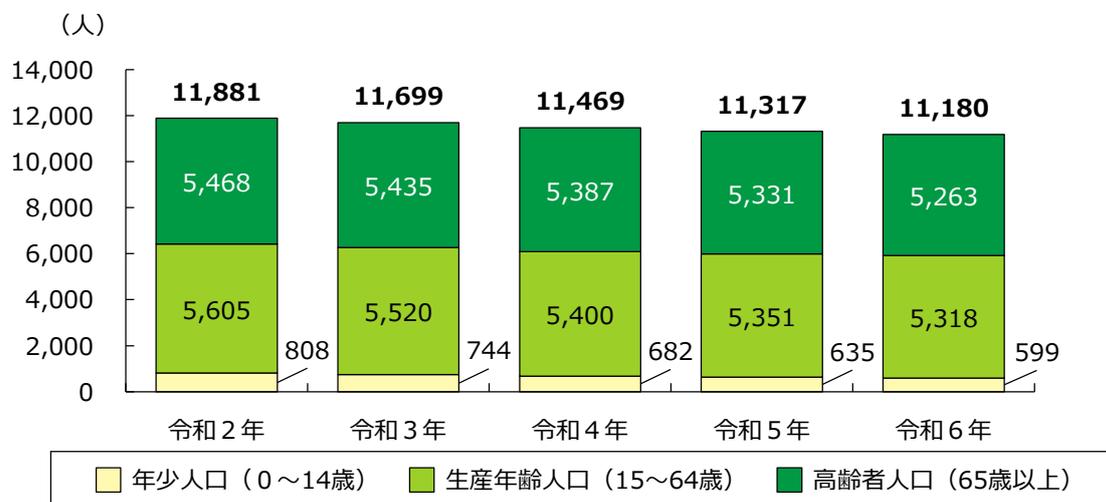
東伊豆町の総人口・世帯数の推移をみると、総人口は令和2年以降減少傾向で推移しており、令和6年10月1日現在で11,180人となっています。世帯数は令和3年以降増加傾向で推移しており、令和6年で6,360世帯となっています。また、1世帯あたり人員は令和3年から令和4年で減少、その後は横ばいで推移しており、令和6年で1.80人となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

2 年齢3区分別人口の推移

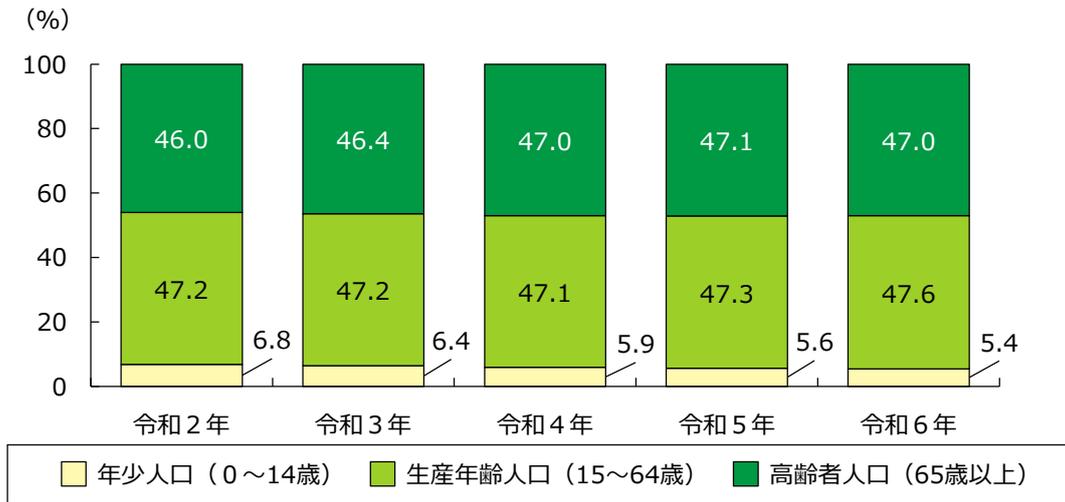
年齢3区分別の人口の推移をみると、どの人口も令和2年以降減少傾向で推移しており、令和6年で年少人口（0～14歳）が599人、生産年齢人口（15～64歳）が5,318人、高齢者人口（65歳以上）が5,263人となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

3 年齢3区分別人口構成比の推移

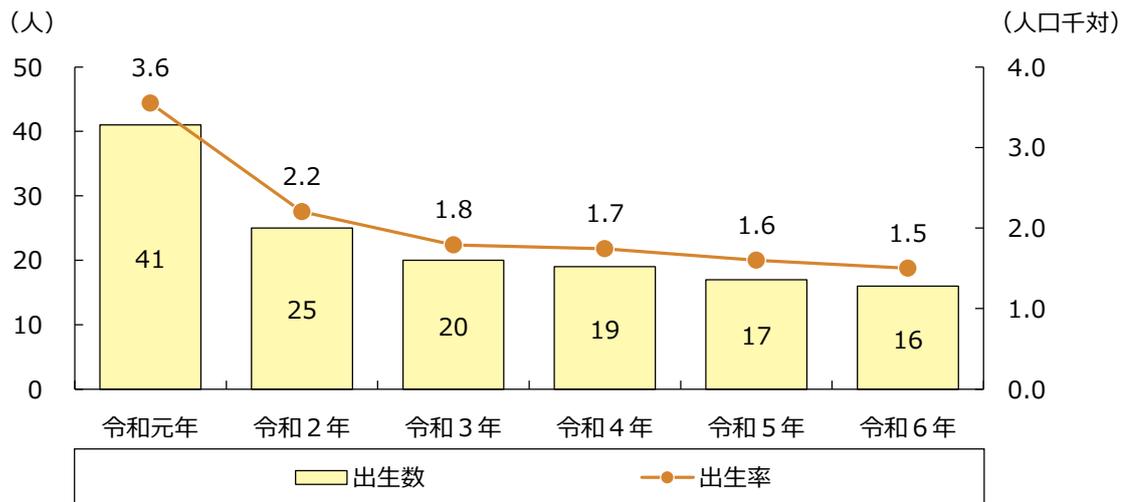
年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合は令和2年以降減少しており、令和6年で5.4%となっています。一方、生産年齢人口（15～64歳）の割合は令和2年から令和4年までおおむね横ばい、その後は増加傾向で推移しており、令和6年で47.6%となっています。高齢者人口（65歳以上）の割合は令和2年から令和4年まで増加、その後はおおむね横ばいで推移しており、令和6年で47.0%となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

4 出生数・出生率の推移

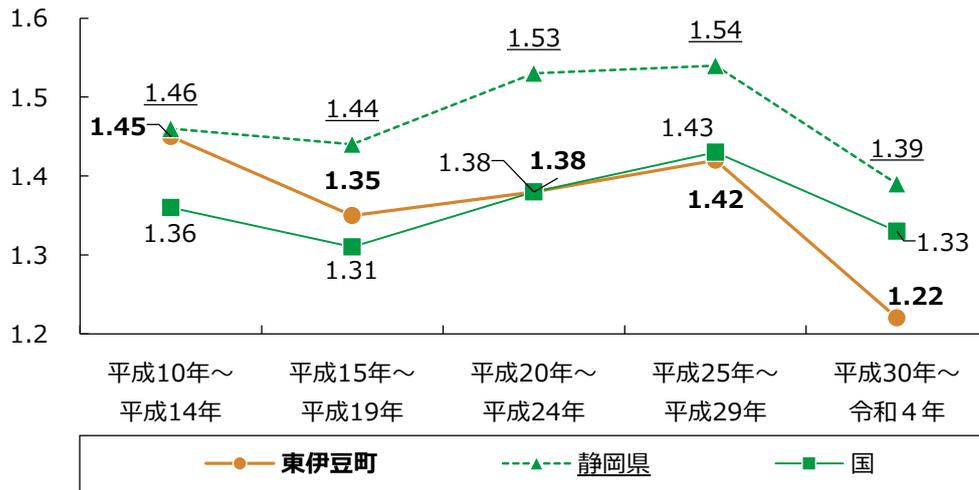
出生数・出生率の推移をみると、出生数・出生率ともに令和元年から令和3年で大幅に減少、その後も減少傾向で推移しており、令和6年で出生数が16人、出生率が1.5となっています。



資料：[令和元年～令和4年] 人口動態統計、[令和5年～令和6年] 住民福祉課

5 合計特殊出生率の推移

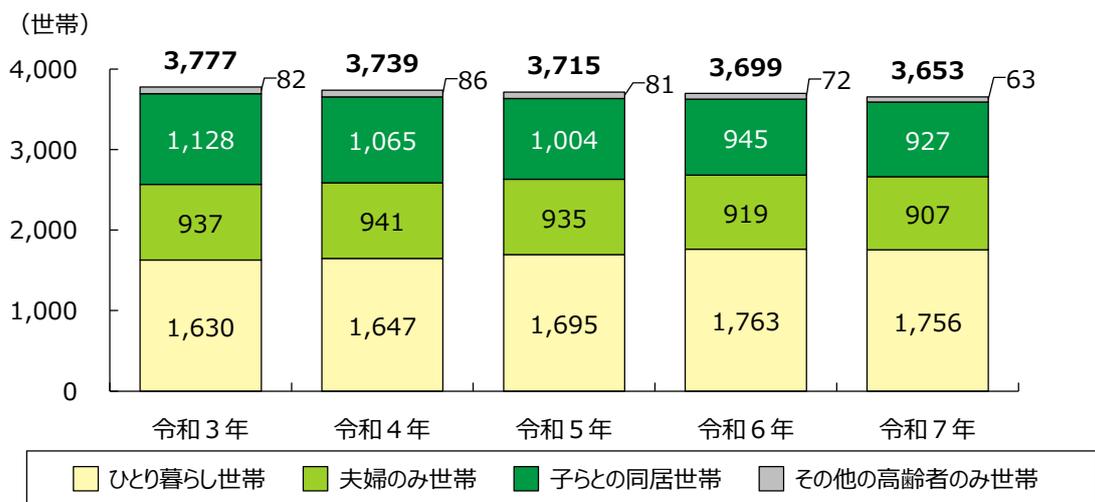
合計特殊出生率の推移をみると、平成10年～平成14年から平成15年～平成19年で減少、その後は増加傾向にありましたが、平成25年～平成29年から平成30年～令和4年で再び減少し、平成30年～令和4年で1.22となっています。県・国と比較すると、平成10年～平成14年から平成15年～平成19年まで静岡県を上回っていましたが、平成20年～平成24年で並び、その後は下回って推移しています。



資料：人口動態統計特殊報告

6 高齢者のいる世帯数の推移

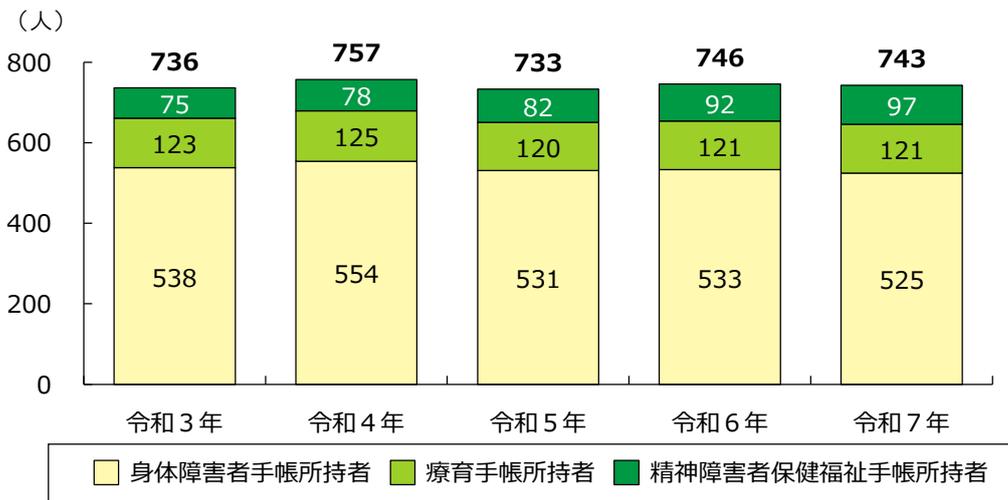
高齢者のいる世帯数の推移をみると、令和7年はひとり暮らし世帯が1,756世帯と最も多く、次いで子らとの同居世帯が927世帯、夫婦のみ世帯が907世帯などとなっています。また、ひとり暮らし世帯は令和3年から令和6年まで増加、その後は減少しています。夫婦のみ世帯は令和4年をピークに減少傾向に転じています。子らとの同居世帯は令和3年以降減少しています。



資料：住民福祉課（各年3月31日現在）

7 各種障害者手帳所持者数の推移

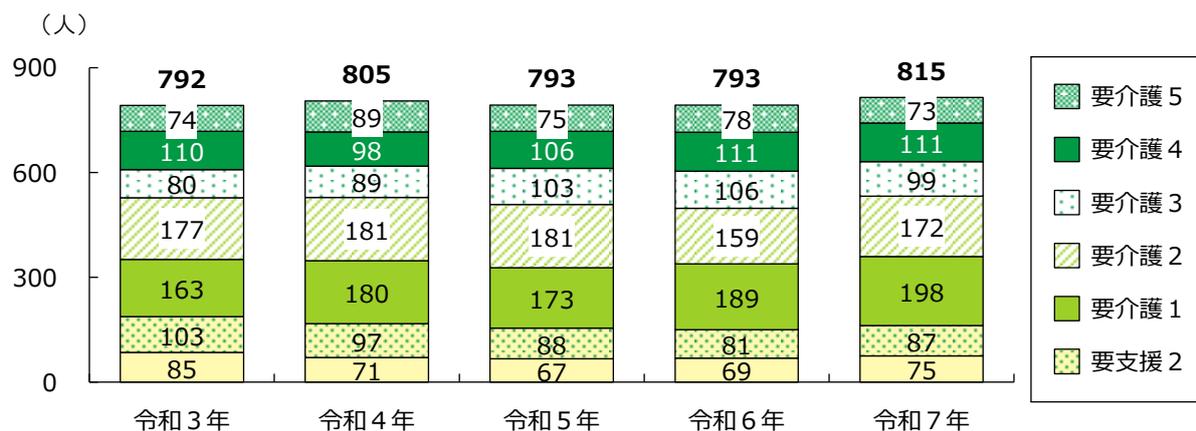
各種障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では令和3年以降増減を繰り返しながら推移しており、令和7年で743人となっています。また、身体障害者手帳所持者は増減を繰り返しながら推移しており、令和7年で525人となっています。療育手帳所持者はおおむね横ばいで推移しており、令和7年で121人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は増減しながらも増加傾向で推移しており、令和7年で97人となっています。



資料：住民福祉課（各年3月31日現在）

8 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、全体では令和3年以降おおむね横ばいで推移していましたが、令和7年は増加がみられ815人となっています。また、令和7年は要介護1が198人と最も多く、次いで要介護2が172人、要介護4が111人などとなっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

9 虐待相談件数の推移

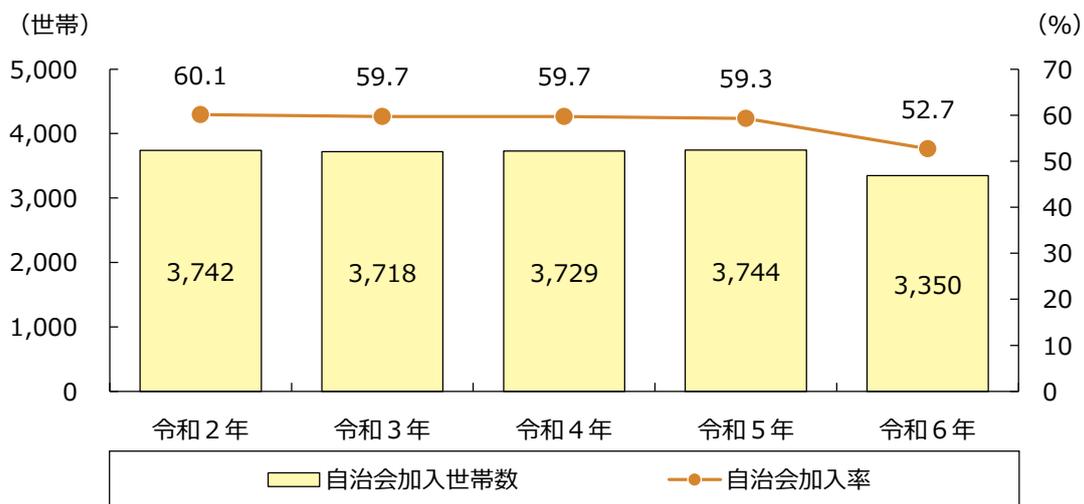
虐待相談件数の推移をみると、児童虐待相談件数は令和4年をピークにおおむね減少し、令和7年で0件となっています。高齢者虐待相談件数は令和3年以降おおむね横ばいで推移しており、令和7年で5件となっています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
児童虐待相談件数（件）	7	10	2	4	0
高齢者虐待相談件数（件）	4	4	2	5	5

資料：住民福祉課・地域包括支援センター（各年3月31日現在）

10 自治会の加入状況

自治会の加入状況をみると、令和2年から令和5年まで増加傾向にありましたが、その後は減少し、令和6年で3,350世帯となっています。自治会加入率は令和2年以降おおむね減少傾向、特に令和5年から令和6年では大きく減少し、令和6年で52.7%となっています。



資料：企画調整課・住民福祉課（各年4月1日現在）

11 シニアクラブの状況

シニアクラブの状況をみると、シニアクラブ数は令和3年度以降横ばいで推移しており、令和7年度で11クラブとなっています。一方、シニアクラブ会員数は令和3年度以降減少傾向で推移しており、令和7年度で304人となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シニアクラブ数（クラブ）	11	11	11	11	11
シニアクラブ会員数（人）	408	381	351	333	304

資料：東伊豆町社会福祉協議会（各年4月1日現在）

第2節 アンケート調査結果からみる現状

1 調査の概要

調査の目的	町民の方より地域福祉に関する意見をうかがい、「第5期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。	
調査の内容	1. 回答者自身について 3. 「地域」との関わりについて 5. 福祉サービスなどについて 7. 再犯防止について 9. 生活困窮者の支援のあり方について	2. 「福祉」について 4. 地域活動やボランティア活動などについて 6. 成年後見制度等について 8. 将来の住まいについて 10. 保健福祉施策などについて
調査の設計	対象者：東伊豆町在住の18歳以上の方（無作為抽出） 標本数：1,000人 調査方法：郵送配付－郵送回収 調査期間：令和7年7月16日～8月4日	
回収結果	対象者数：1,000件 有効回収数：388件 有効回収率：38.8%	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 回答率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数第2位を四捨五入しています。したがって、グラフ中の比率の合計が100.0%にならない場合や、文中の比率の合計と一致しない場合があります。 ● 複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。 ● グラフ中の「n（Number of caseの略）」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。 ● 調査結果の一部を抜粋して掲載しています。また、選択肢の表現は一部省略している場合があります。 	

【回答者の属性（抜粋）】（全体：388人）

●性別

男性	女性	回答しない	無回答
44.1%	53.9%	0.8%	1.3%

●年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答
0.5%	2.3%	3.9%	6.7%	13.7%	19.8%	52.1%	1.0%

●居住地区

大川区	北川区	奈良本区	片瀬区	白田区	入谷区	田町区	西区
6.7%	2.8%	27.6%	7.5%	11.3%	7.5%	22.7%	5.7%
東区	わからない	無回答					
5.4%	1.5%	1.3%					

●上記地区での居住年数

50年以上	20年以上 50年未満	10年以上 20年未満	5年以上 10年未満	5年未満	無回答
34.0%	35.1%	10.3%	8.2%	10.1%	2.3%

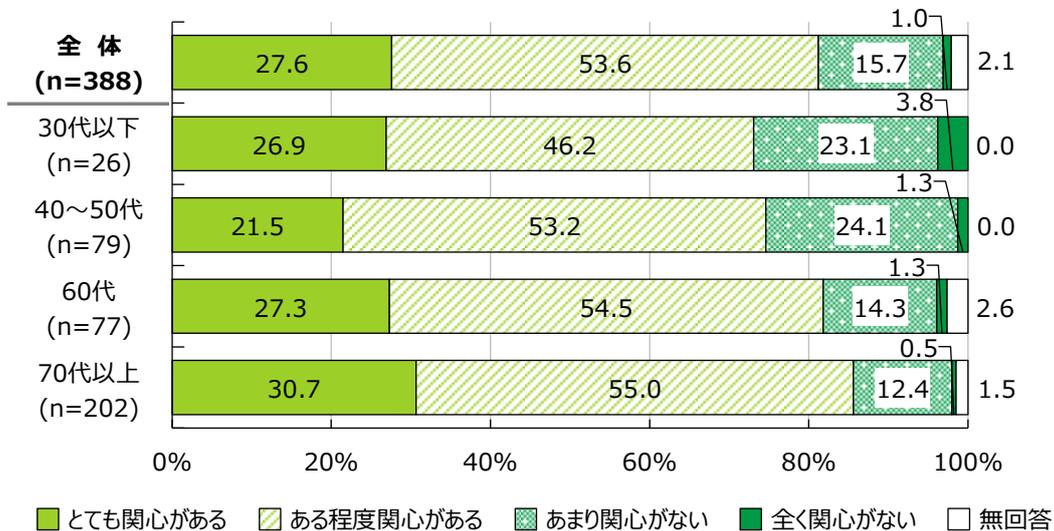
●家族構成

ひとり暮らし 世帯	夫婦のみの 世帯	親と子の 2世代世帯	親と子と孫の 3世代世帯	その他	無回答
15.7%	37.6%	36.1%	7.2%	2.3%	1.0%

2 調査の結果（抜粋）

（1）福祉について

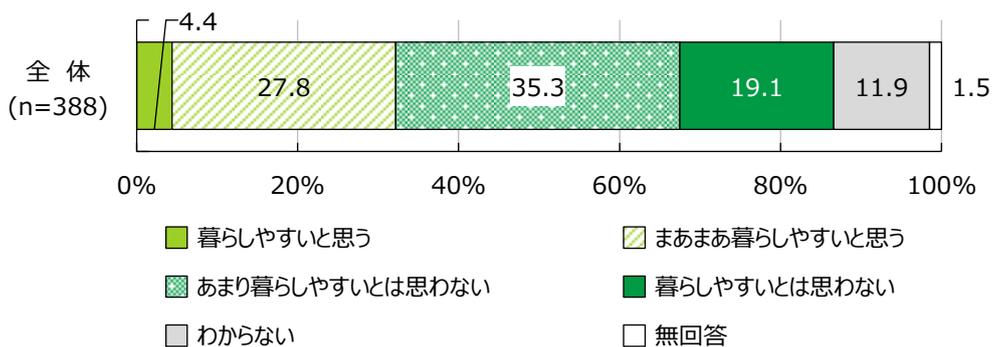
「福祉」への関心度



『関心がある』（「とても関心がある」と「ある程度関心がある」の合計）は 81.2%、『関心がない』（「あまり関心がない」と「全く関心がない」の合計）は 16.8%となっています。

年代別でみると、年代が上がるにつれて『関心がある』が多くなっており、60代・70代以上においては8割を超えています。

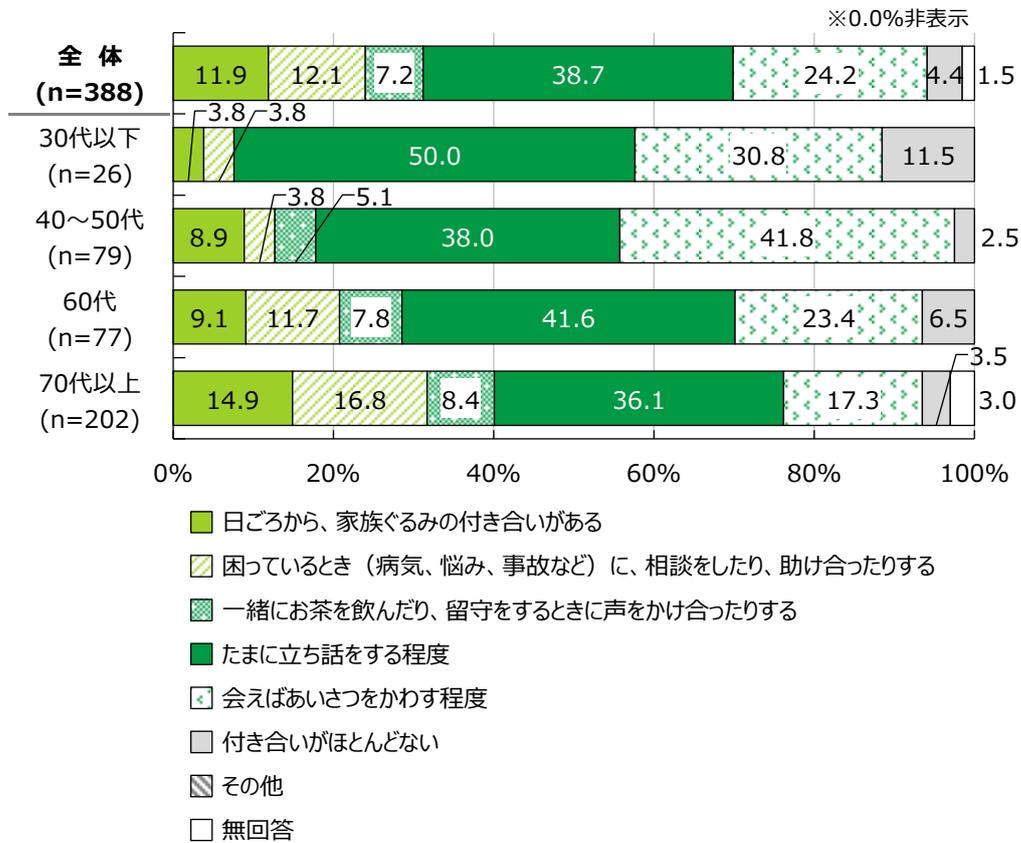
東伊豆町は子どもや高齢者、障害のある人などにとって暮らしやすいまちだと思うか



『暮らしやすいと思う』（「暮らしやすいと思う」と「まあまあ暮らしやすいと思う」の合計）は 32.2%、『暮らしやすいとは思わない』（「あまり暮らしやすいとは思わない」と「暮らしやすいとは思わない」の合計）は 54.4%となっています。

(2) 「地域」との関わりについて

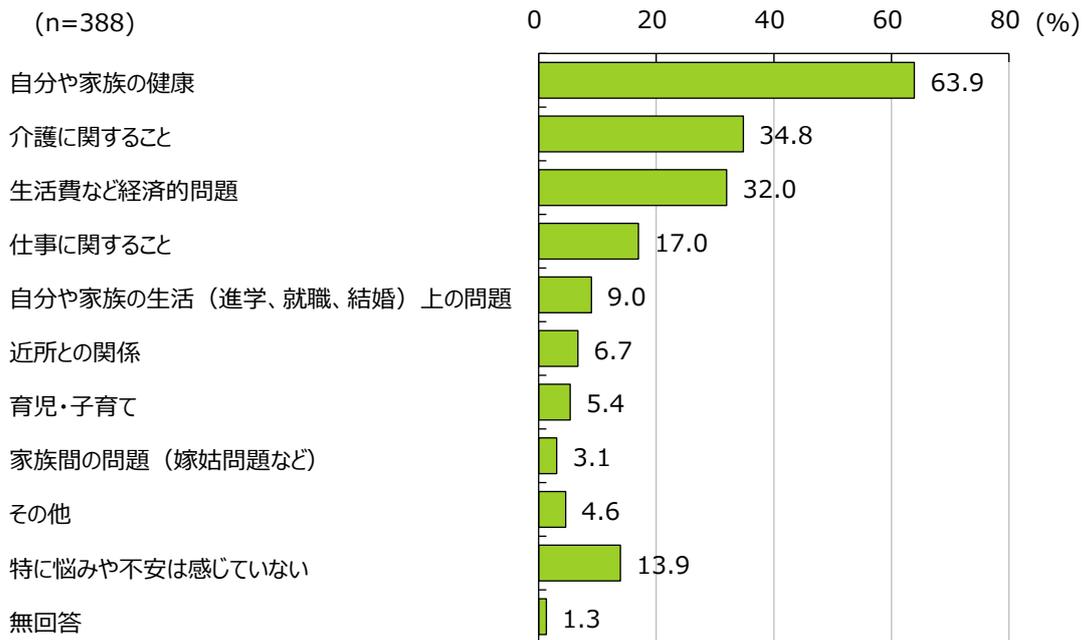
近所の人との付き合いの程度



「たまに立ち話をする程度」が約4割と最も多くなっています。また、約4人に1人が「会えばあいさつをかわす程度」と回答しています。

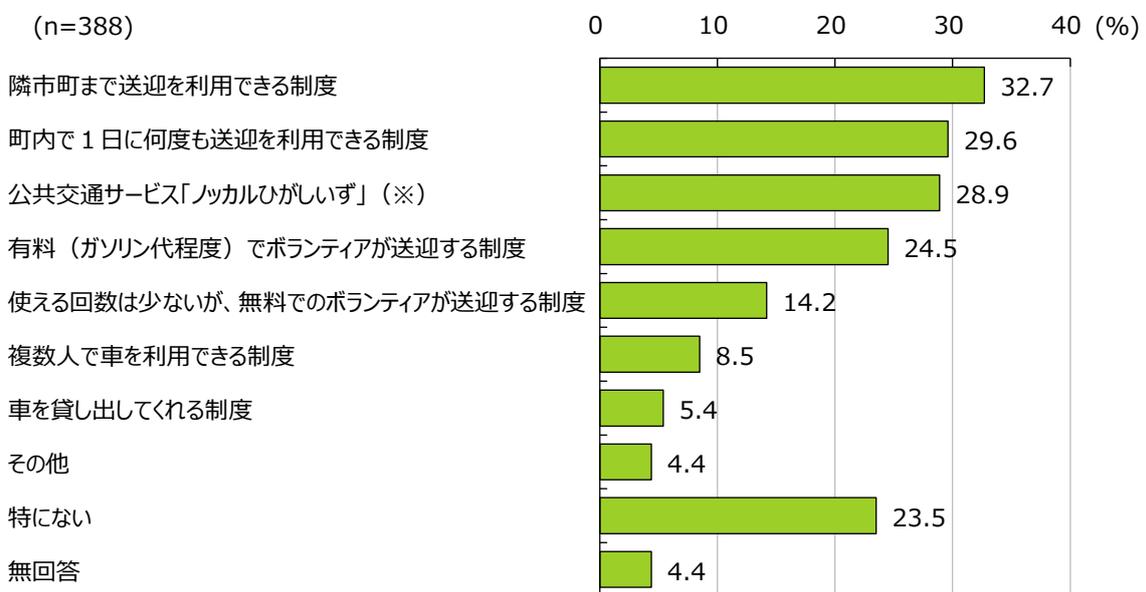
年代別で見ると、年代が上がるにつれて「日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする」「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけ合ったりする」が多くなっています。

毎日の暮らしの中で、感じている悩みや不安【複数回答可】



「自分や家族の健康」が6割を超えて最も多くなっています。また、「介護に関すること」「生活費など経済的問題」がそれぞれ3割以上を占めています。

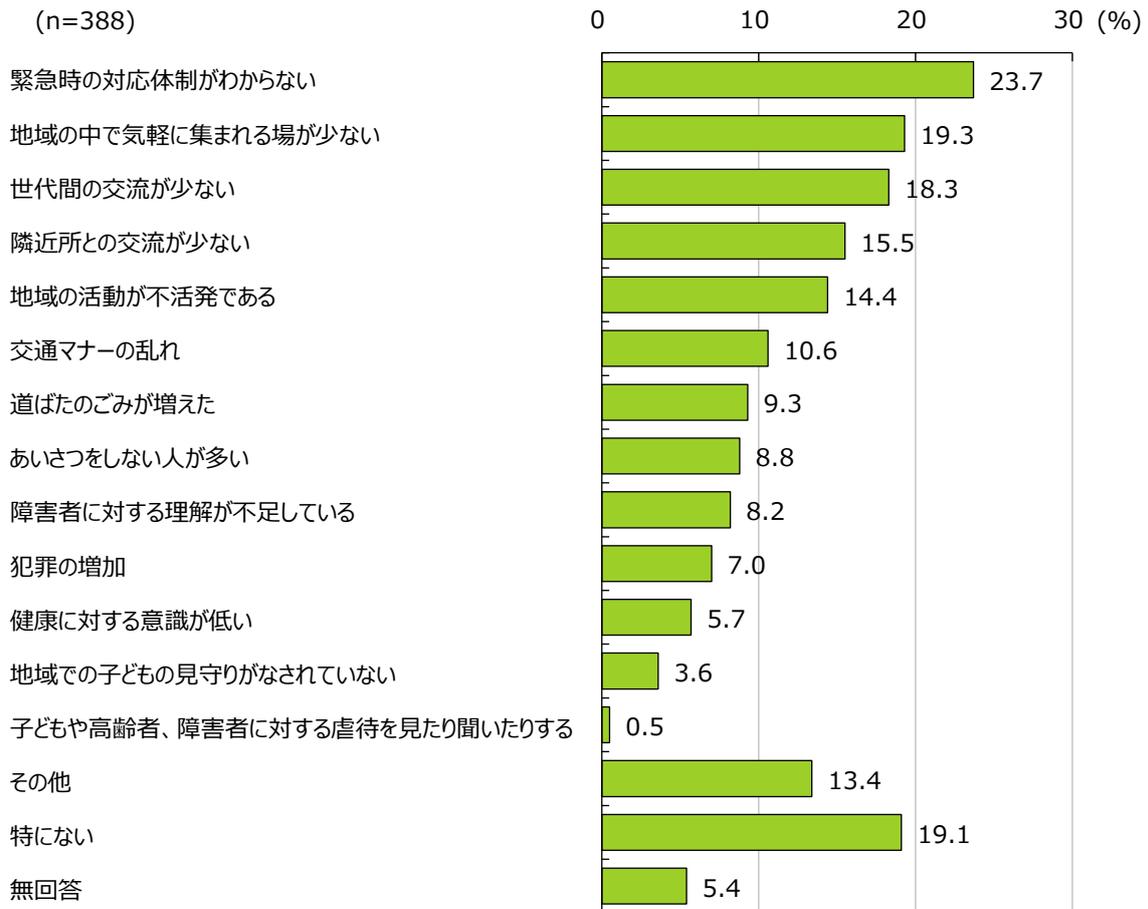
移動支援として必要だと考えるもの【複数回答可】



※ノッカルひがしいず：ドライバーとして登録した町民の移動に合わせて、利用者が車に「乗っかる」ことができる、東伊豆町が運行主体の公共交通サービス。利用者はドライバーにチケットを渡して利用する。

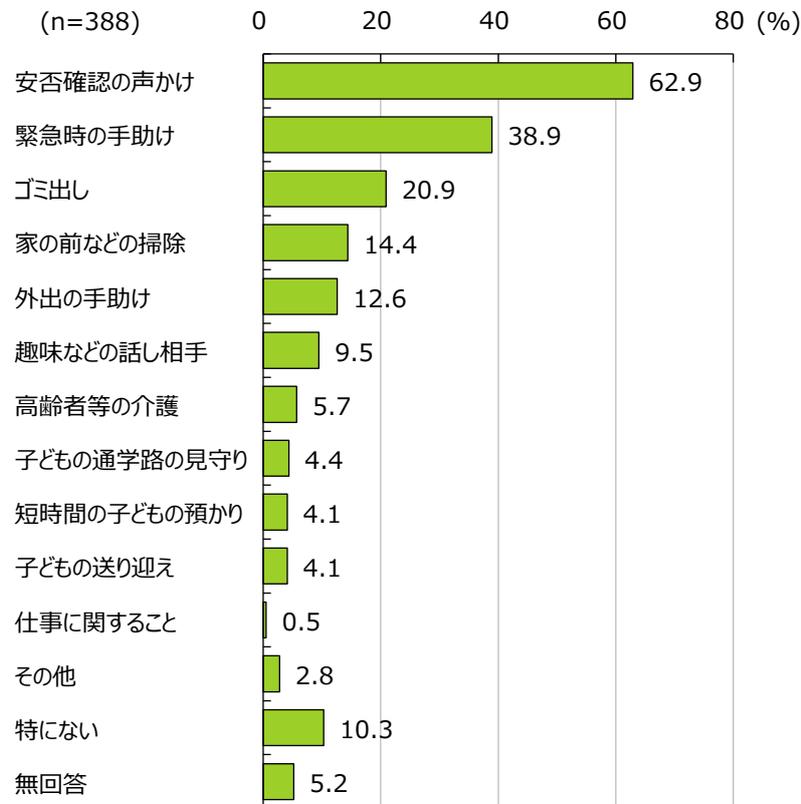
「隣市町まで送迎を利用できる制度」「町内で1日に何度も送迎を利用できる制度」「公共交通サービス『ノッカルひがしいず』」の上位3項目が、それぞれ約3割を占めています。

住んでいる地域の中での問題点【複数回答可】



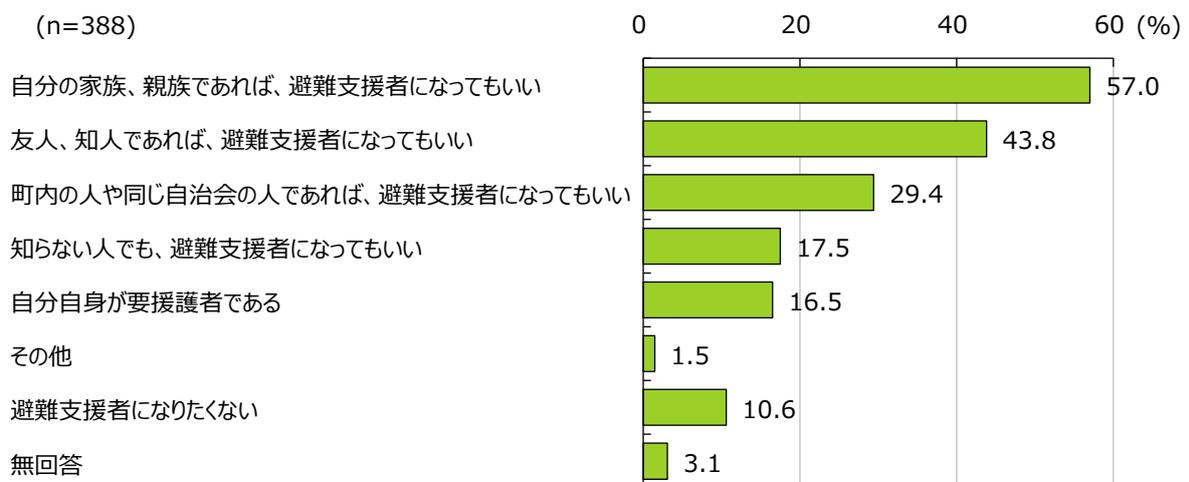
「緊急時の対応体制がわからない」が23.7%と最も多くなっています。また、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」「世代間の交流が少ない」がそれぞれ2割弱を占めています。

隣近所で、高齢者や障害のある人の介助・介護や子育てなどで困っている家庭があった場合、できると思う手助け【複数回答可】



「安否確認の声かけ」が6割以上と最も多く、次いで「緊急時の手助け」が約4割となっています。

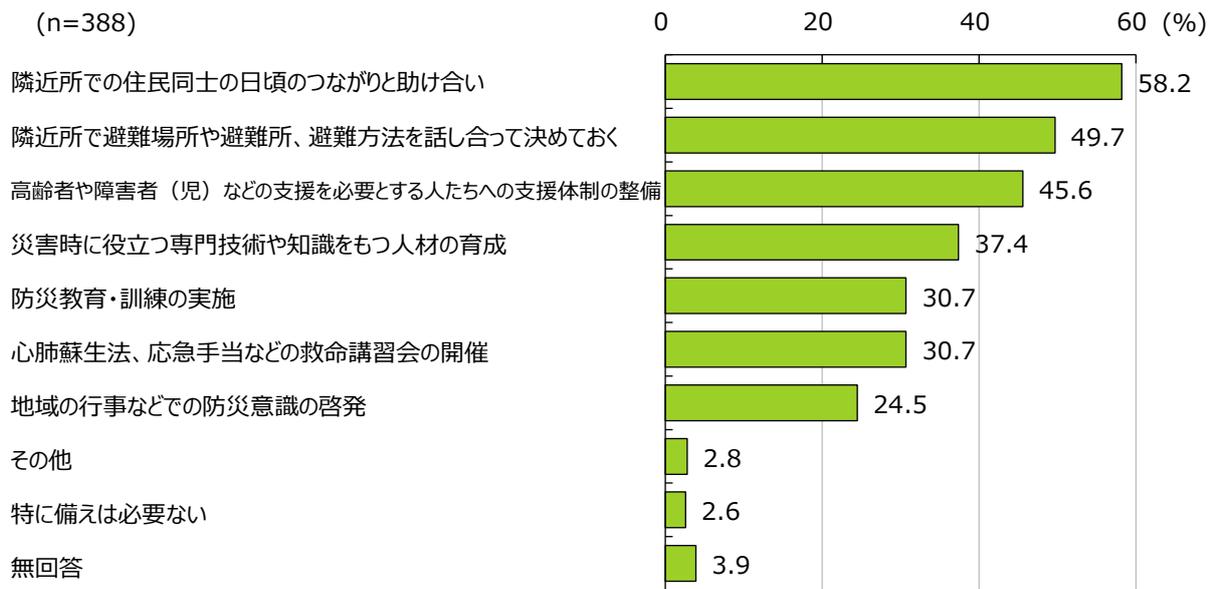
避難支援者※になることについての考え【複数回答可】



※避難支援者：災害時要援護者に対し、普段からの見守りや、災害が発生しそうな場合もしくは発生したときに災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなど支援を心がけていただく方のこと。

「自分の家族、親族であれば避難支援者になってもいい」が約6割と最も多くなっています。

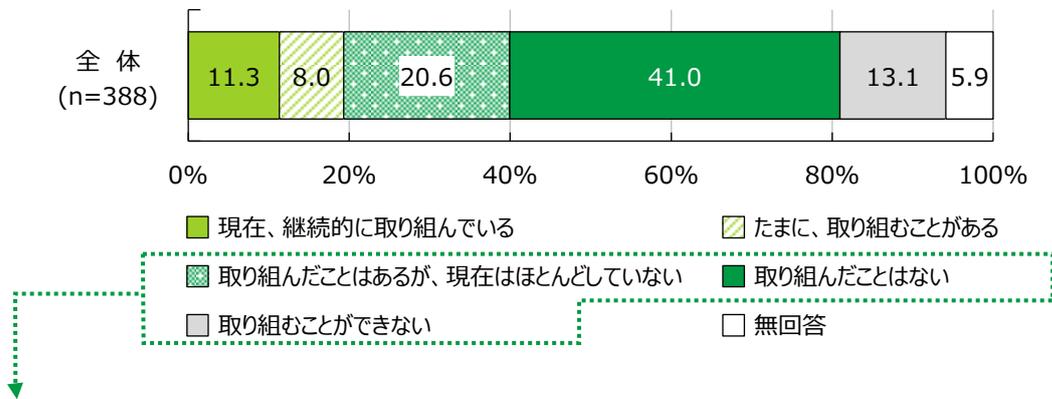
地域で必要だと思う災害への備え（防災用品を除く）【複数回答可】



「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が約6割と最も多くなっています。また、「隣近所で避難場所や避難所、避難方法を話し合っておく」、「高齢者や障害者（児）などの支援を必要とする人々への支援体制の整備」がそれぞれ4割以上を占めています。

(3) 地域活動やボランティア活動などについて

地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等への取り組み状況



現在活動していない理由【複数回答可】 n=290・上位のみ抜粋		
第1位	仕事などの都合で機会がない	33.4%
第2位	体調がすぐれない	22.1%
第3位	自治会等の組織に入っていない	18.3%
第4位	時間がない	17.9%
第5位	参加方法がわからない	15.2%

「取り組んだことはない」が約4割と最も多くなっています。次いで、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が約2割を占めています。

また、現在活動していない理由については、「仕事などの都合で機会がない」が3割以上と最も多くなっています。

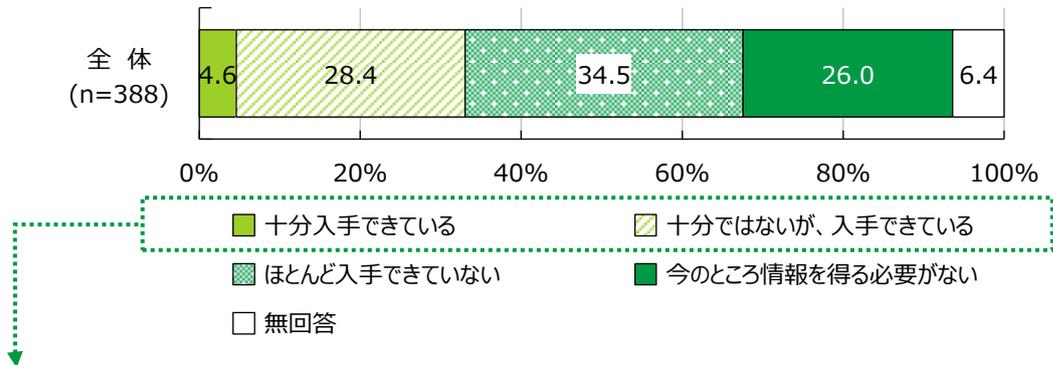
【※現在活動中であり、今後も活動意向のある人のみ】

今後も活動・参加したいと思う条件【複数回答可】 n=71・上位のみ抜粋		
第1位	身近なところで活動できる	57.7%
第2位	活動時間や曜日が自由である	39.4%
第3位	気軽に参加できる	38.0%
第4位	活動情報の提供がある	31.0%
第5位	経済的な負担が少ない	23.9%

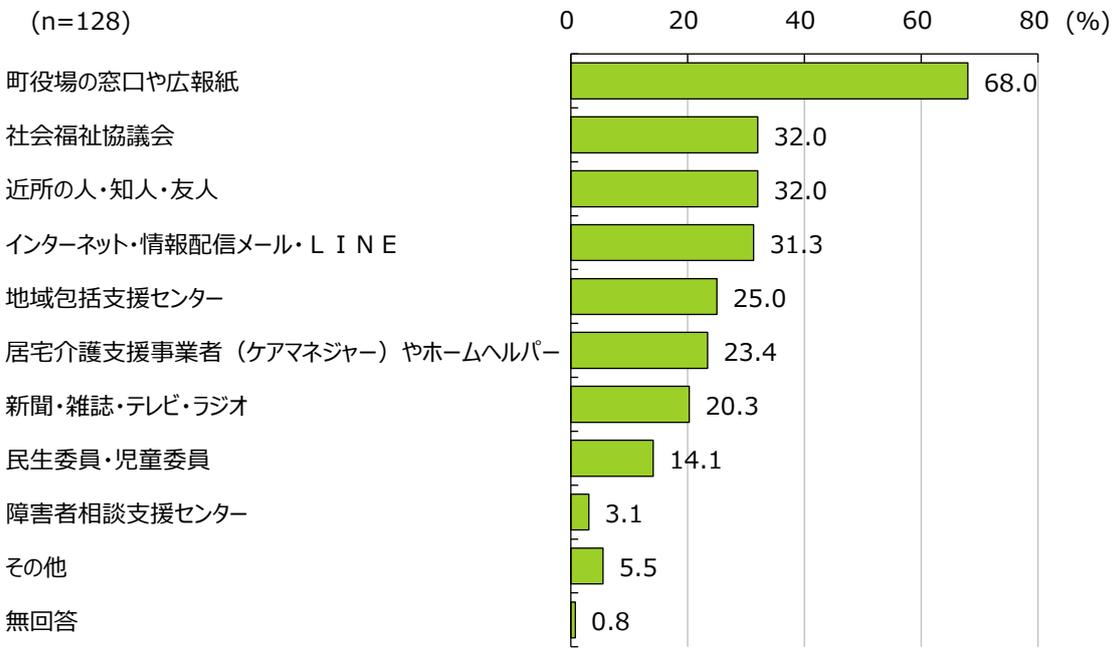
今後も活動・参加したいと思う条件については、「身近なところで活動できる」が約6割と最も多くなっています。

(4) 福祉サービスなどについて

自分に必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているか



福祉サービスに関する情報の入手先【複数回答可】

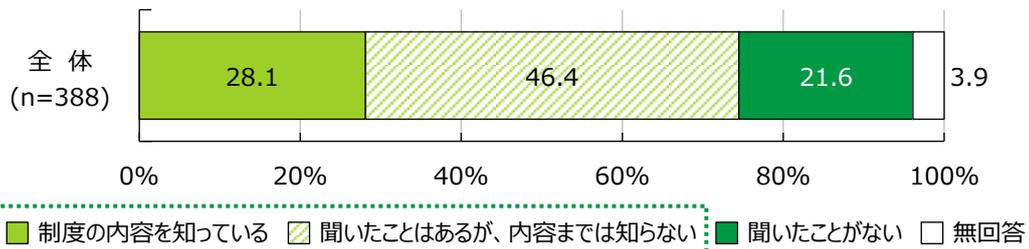


『入手できている』（「十分入手できている」と「十分ではないが、入手できている」の合計）は 33.0% となっています。

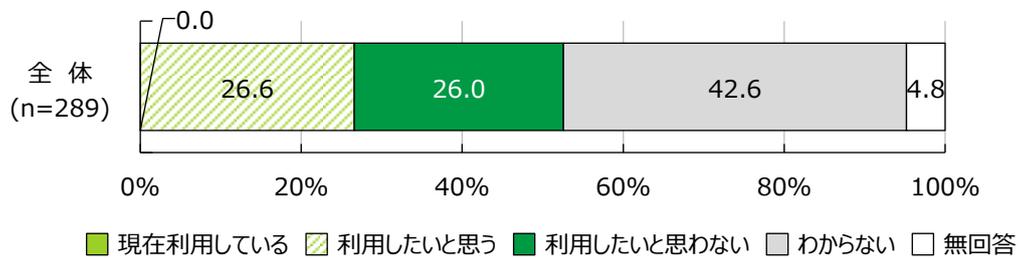
福祉サービスに関する情報の入手先については、「町役場の窓口や広報紙」が約7割と最も多くなっています。また、「社会福祉協議会」「近所の人・知人・友人」「インターネット・情報配信メール・LINE」がそれぞれ3割以上を占めています。

(5) 成年後見制度について

「成年後見制度」の認知度



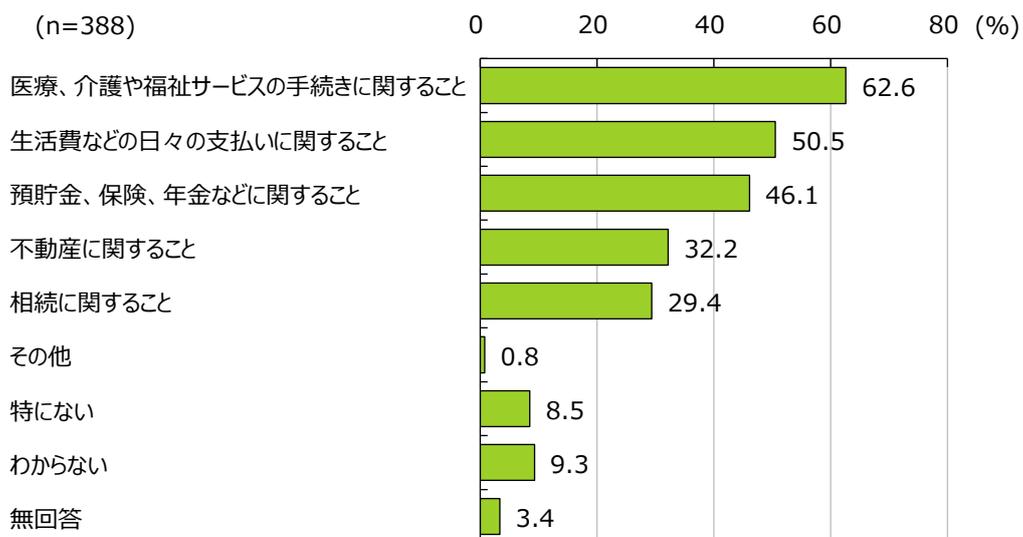
財産管理などができなくなった場合の成年後見制度の利用意向



「制度の内容を知っている」が28.1%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が46.4%、「聞いたことがない」が21.6%となっています。

財産管理などができなくなった場合の成年後見制度の利用意向については、「利用したいと思う」が26.6%、「利用したいと思わない」が26.0%、「わからない」が42.6%となっています。

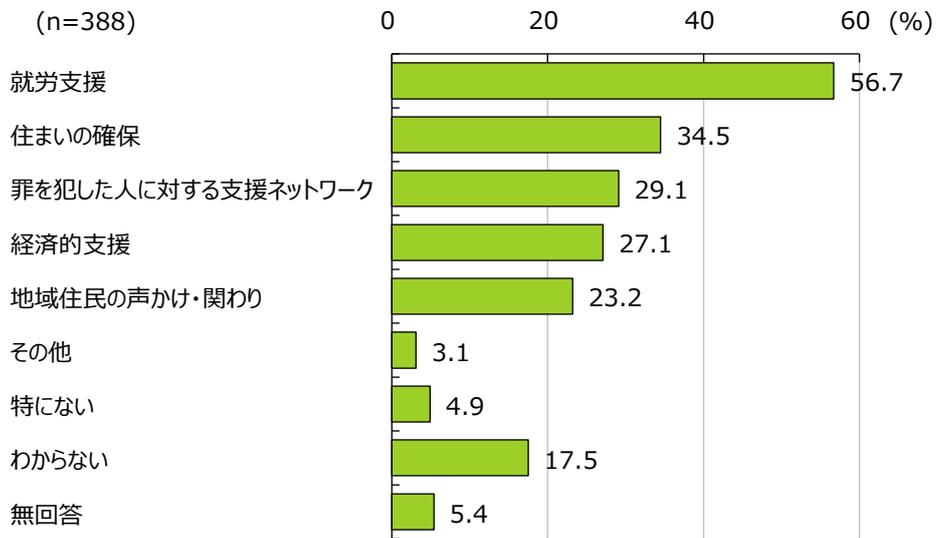
障害や認知症などで判断能力が低下した場合、支援してほしいこと(困ること)【複数回答可】



「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」が6割以上と最も多くなっています。また、「生活費などの日々の支払いに関すること」「預貯金、保険、年金などに関すること」がそれぞれ半数程度を占めています。

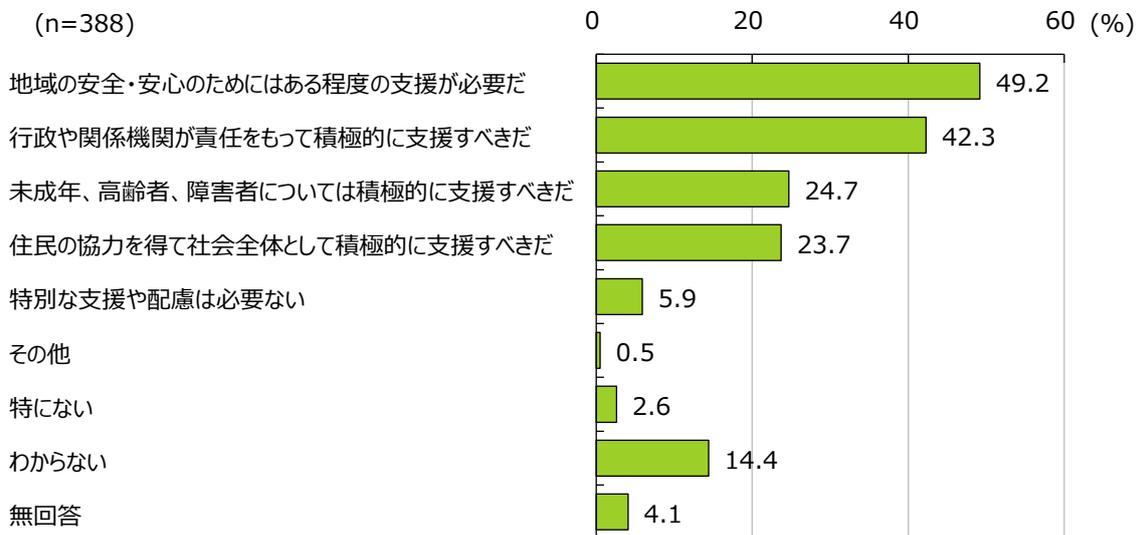
(6) 再犯防止について

罪を犯した人が地域に戻る場合、その人に対して必要だと思う再犯防止支援【複数回答可】



「就労支援」が56.7%と最も多く、次いで「住まいの確保」が34.5%となっています。

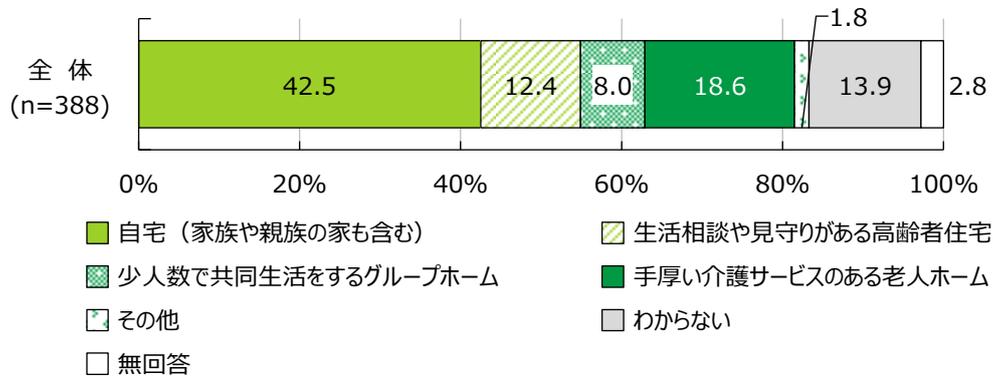
再犯防止についての考え【複数回答可】



「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」がそれぞれ4割以上を占めています。

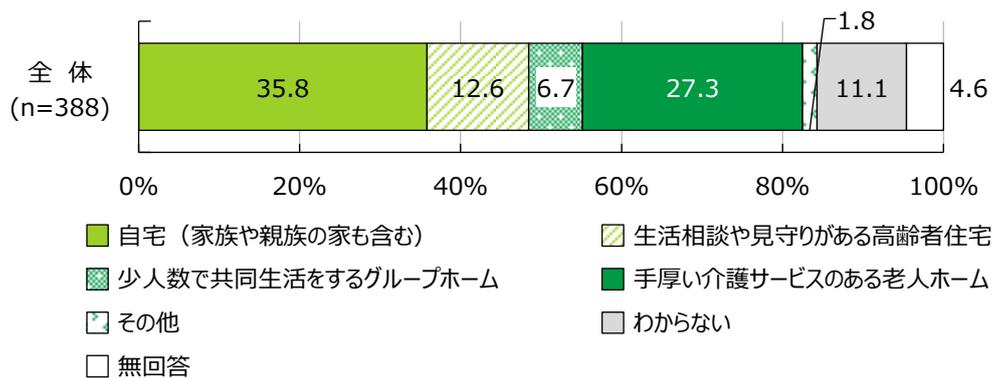
(7) 将来の住まいについて

自分自身が介護の必要な状況になったとき、暮らしたい場所



「自宅 (家族や親族の家も含む)」が 42.5%と最も多く、次いで「手厚い介護サービスのある老人ホーム」が 18.6%となっています。

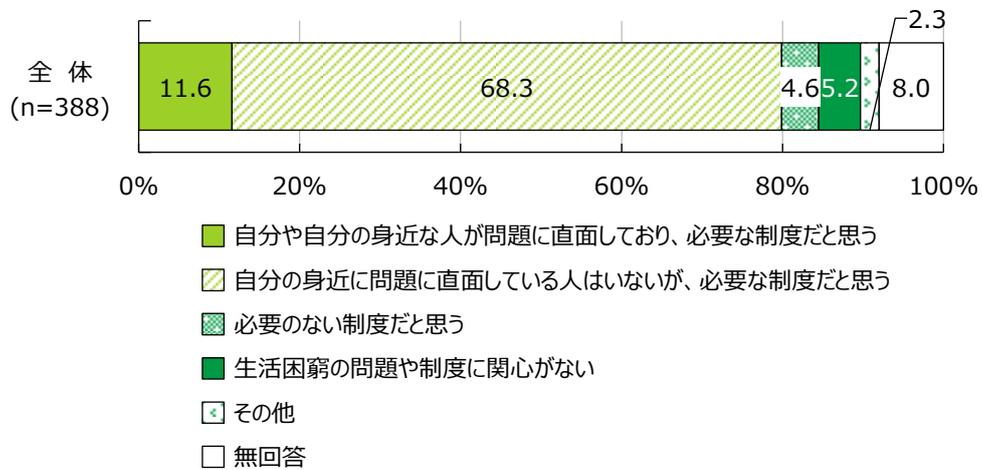
家族が介護の必要な状況になったとき、暮らしてほしい場所



「自宅 (家族や親族の家も含む)」が 35.8%と最も多く、次いで「手厚い介護サービスのある老人ホーム」27.3%となっています。

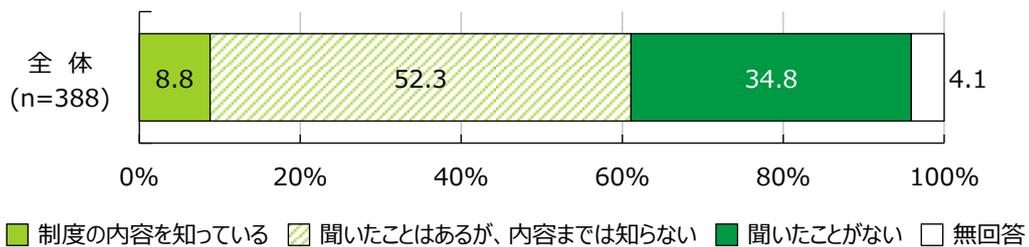
(8) 生活困窮者の支援のあり方について

生活困窮の問題や支援制度についての考え



『必要な制度だと思う』（「自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」と「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」の合計）は79.9%となっています。

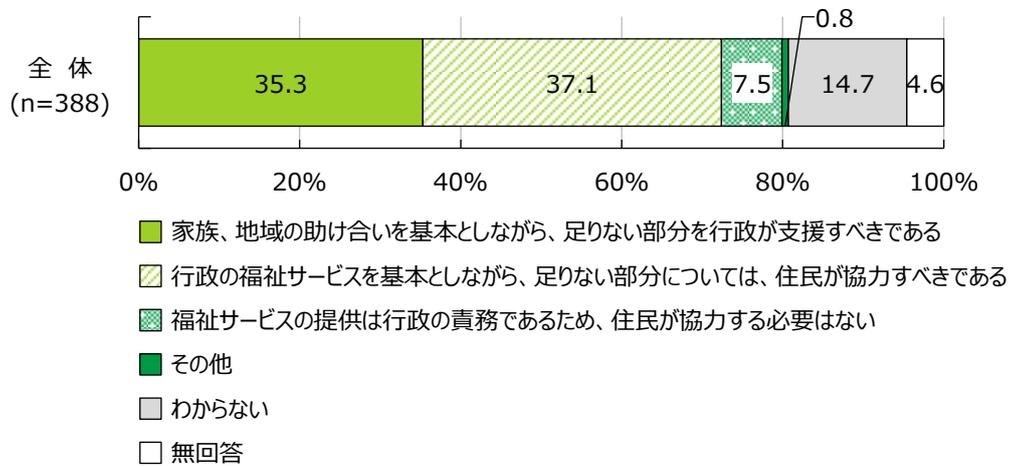
「生活困窮者自立支援制度」の認知度



「制度の内容を知っている」が8.8%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が52.3%、「聞いたことがない」が34.8%となっています。

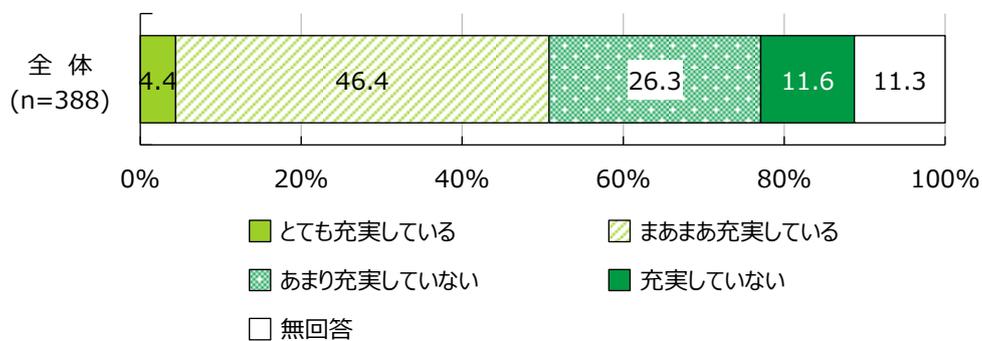
(9) 保健福祉施策などについて

地域における福祉について、行政と住民との関係の考え方



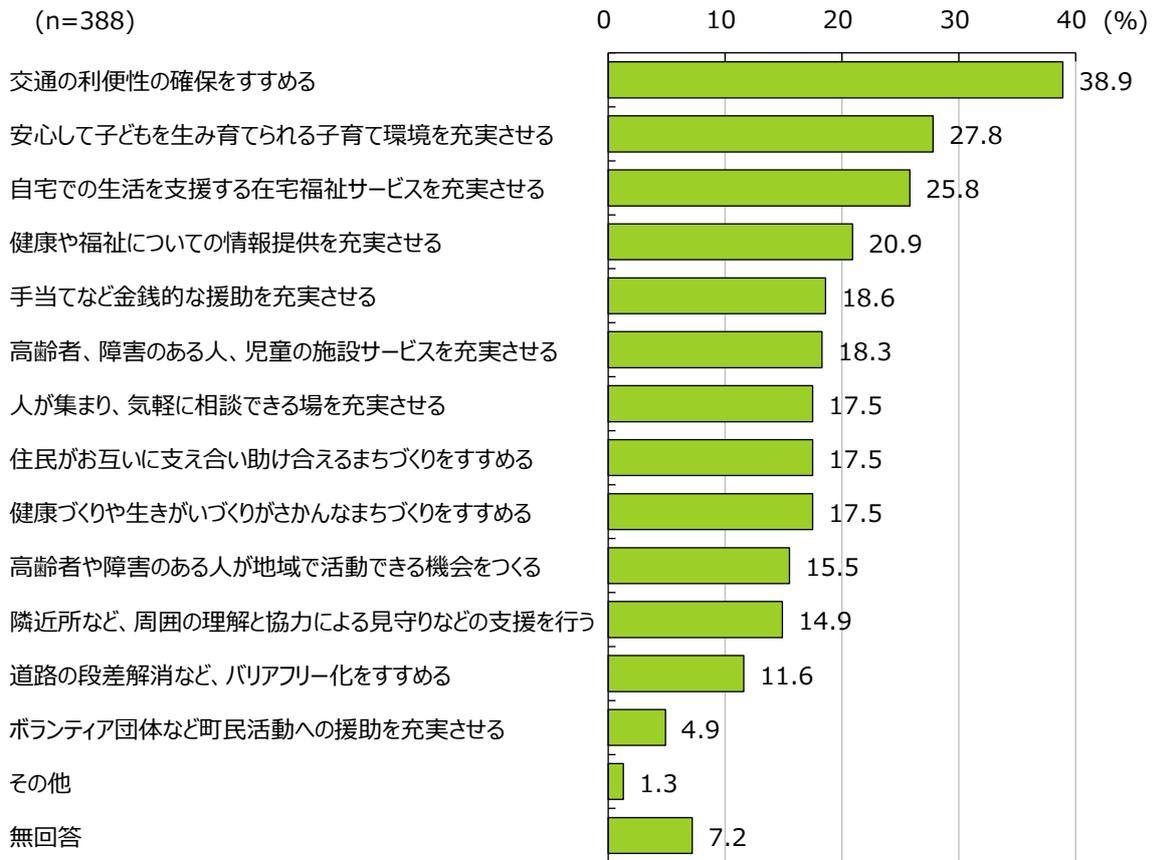
「行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分については、住民が協力すべきである」が37.1%と最も多く、次いで「家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである」が35.3%となっています。

東伊豆町の保健福祉施策（サービス）は充実しているか



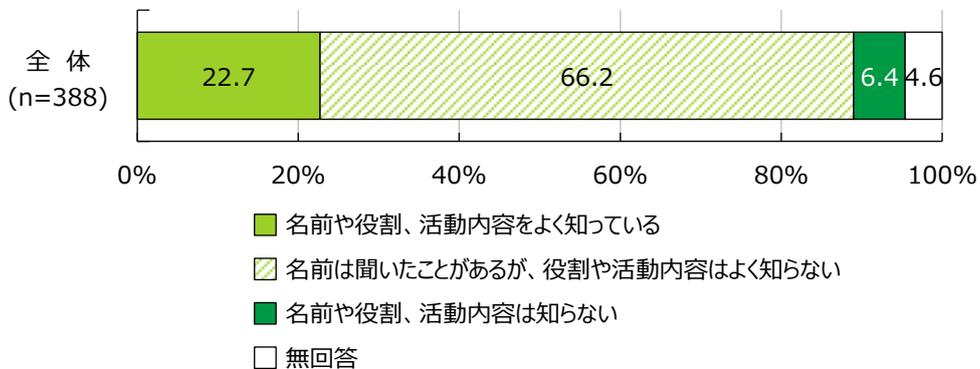
『充実している』（「とても充実している」と「まあまあ充実している」の合計）は50.8%、『充実していない』（「あまり充実していない」と「充実していない」の合計）は37.9%となっています。

東伊豆町の保健福祉施策をより充実していくために、重要と考える取り組み【複数回答可】



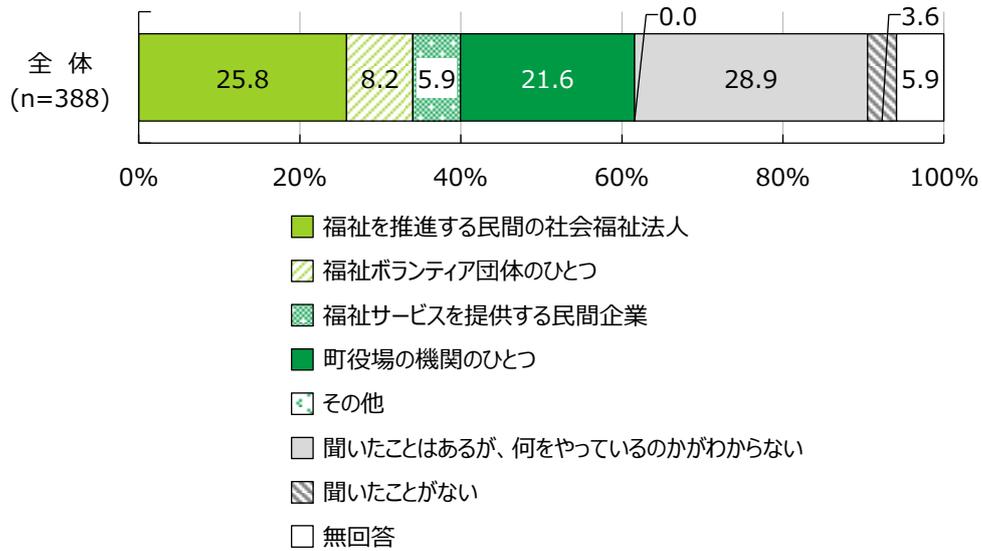
「交通の利便性の確保をすすめる」が約4割と最も多くなっています。また、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」がそれぞれ約3割を占めています。

民生委員・児童委員の役割や活動の認知度



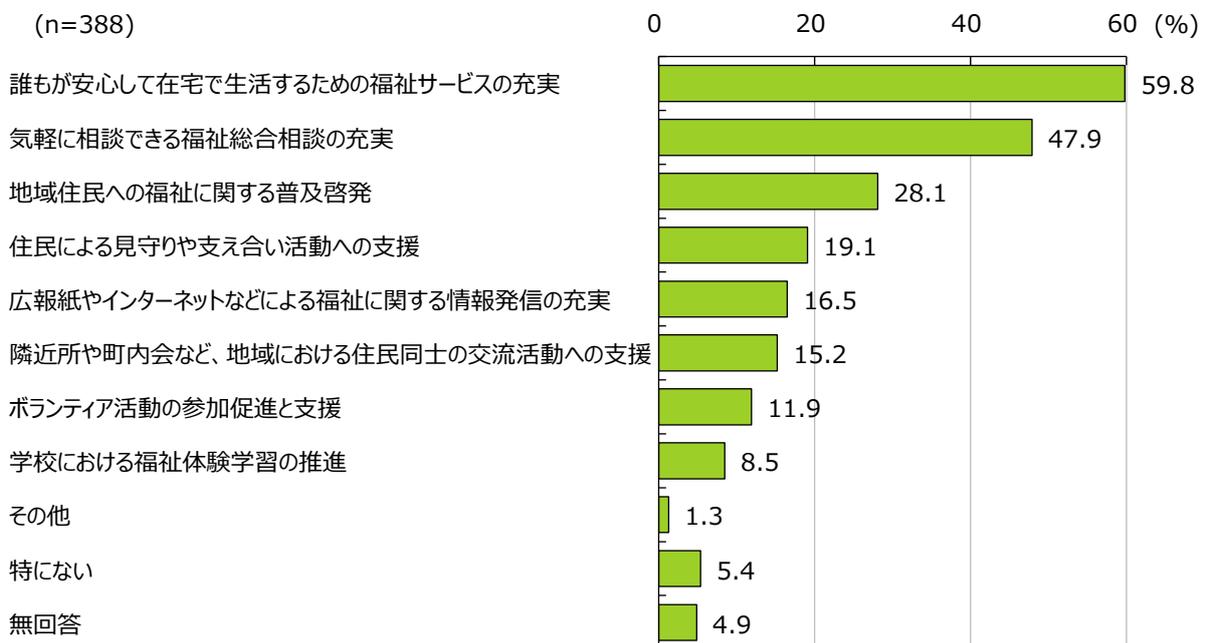
「名前や役割、活動内容をよく知っている」が22.7%、「名前は聞いたことがあるが、役割や活動内容はよく知らない」が66.2%、「名前や役割、活動内容は知らない」が6.4%となっています。

社会福祉協議会に対する認識



「聞いたことはあるが、何をやっているのかがわからない」が28.9%と最も多く、次いで「福祉を推進する民間の社会福祉法人」が25.8%、「町役場の機関のひとつ」が21.6%となっています。

社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後充実してほしいもの【複数回答可】



「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が約6割と最も多く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が約5割となっています。

第3節 ヒアリング調査結果からみる現状

1 調査の概要

調査の目的	町内で地域福祉に資する活動に従事する関係団体の方々の意見をうかがい、「第5期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定の基礎資料とするため、ヒアリング調査を実施しました。
調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○活動を行う上で、困っていることや感じている課題 ○団体の今後の活動方針とそれに向けての課題 ○活動されている中で感じる、地域における困りごとや課題、不足していると思うもの ○誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、東伊豆町が特に推進すべき施策 ○団体が活動していく上で、東伊豆町に望むこと
調査実施団体	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○東伊豆町民生委員児童委員協議会 <li style="width: 50%;">○東伊豆町あじさい会（老人クラブ連合会） <li style="width: 50%;">○東伊豆町社会福祉協議会 <li style="width: 50%;">○東伊豆町地域包括支援センター <li style="width: 50%;">○東伊豆町認定こども園
調査の設計	実施方法：東伊豆町役場での聞き取り調査 調査期間：令和7年11月10日

2 調査の結果（主な内容）

（1）活動を行う上で、困っていることや感じている課題

【活動内容について】

- 継続して実施している事業も多いため、事業の見直しなども必要に応じて実施しているが、あまり変わっていないように感じる。各種事業への参加者も減少傾向にある。見直しと同時にPRを進めていく必要がある。
- 新しいメンバーが参加してこないことによってより感じる。

【参加者・従事者について】

- 認知度が低く実施している事業が伝わっていないことから、新規参加者が入ってこないと感じる。
- すべてのボランティア活動において、参加者の募集をかけているが、担い手となってくれる人がいない。
- コロナ禍においてほとんど活動できなかったことから、それ以降活動が滞るようになった。コロナ禍以前から活動している人とそうでない人に経験の差がある。
- リーダー（後継者）の育成以前の問題として、事業の担い手の養成研修を開催しても参加申込が少ない。
- 役職を誰かに引き継ぎたいが後釜がおらず、自身が何年も続けている現状がある。

【情報発信・機会について】

- 発信の仕方に何らかの課題があるとみられ、工夫が必要と思われる。
- 既存の取組だけでは広く発信するには足りないため、気軽に集まれる場があると良い。

【支援を必要とする人の情報について】

- 行政との連絡はとれているが、個人情報関係により情報を取得しづらい。支援の必要性を自らアピールできる人はよいが、自治会に加入していないなどしている人はアウトリーチに至らない。
- 町からの情報発信に頼っている面がある。また人材不足により支援できる範囲が限られている。

【他団体との交流等について】

- コロナ禍によって他の団体との接点がなくなったため、話す機会がほしい。

【活動場所（拠点）について】

- 気軽に活動できる場所がない。

【その他】

- 東伊豆町において、他の団体との横のつながりがなく、情報共有がされていないと感じるケースがある。
- 移住・定住する高齢者には、緊急時の連絡先や持病の有無について把握できていない人がいる。
- 移住者の身辺整理の観点から、成年後見制度へのニーズが高くなっているが、それを受け止める後見人の体制整備が追い付いていないように感じる。
- 頼みごとをしづらい時代になったと感じる。

(2) 団体の今後の活動方針とそれに向けての課題

- 従事する人材の資質向上を図るために、外部団体との交流を深め、認識を改めたり学習機会を得たりしたい。町には調整をお願いしたい。
- 生活困窮者への支援及び支援にあたる関係機関との連携を継続したい。しかし、支援にあたる相談員の人件費の負担が課題となっている。
- 事業の担い手の不足・高齢化が課題であることから、ボランティア不足の解消を図りたい。
- 権利擁護事業の拡充を図りたい。しかし、市民後見人を担う人材の不足が課題である。また、市民後見人を担っている方は、他のボランティアも兼ねているケースが少なくない。
- 外部との関係が遮断されている、地域とのつながりがなく高齢者の防災対策を充実させたい。
- 災害時に支援を必要とする人がどれほどいるのかを把握したい。避難行動要支援者登録台帳への登録や個別避難計画の策定を進めているが、こうした支援を必要とするが表に出てこない人の情報の把握が課題である。
- 従事者の労働環境の改善やICTの導入を図りたいが、リソースが不足していると感じる。
- 地域の子育て支援拠点として、地域全体で子どもを育てる体制を構築するために頼れる相手や連携先等を探したい。

(3) 活動されている中で感じる、地域における困りごとや課題、不足していると思うもの

【相談支援・情報提供】

- 重層的支援体制整備事業が始まったため、相談窓口についての周知が必要である。

【隣近所との交流】

- 高齢者に限らず、接点を持ってないケースがある。近所において住民同士が話し合う場も少なくなっている。
- 近隣住民との交流が少ないと感じており、意識して地域住民と関わるようにしている。

【地域における、気軽に集まれる場所】

- 「ふれあいいいききサロン」を立ち上げるなどしているが、解散してしまう地域もある。また、交通事情から集まるにあたって送迎の必要性についても検討が必要になっている。

【生活支援】

- ごみ捨てや買い物などのちょっとした日常生活の助けを必要とする高齢者はいるが、担い手となるボランティアがいるかが課題。移動支援に比べて、生活支援はあまり展開できていないと感じる。
- ボランティアに登録しているのは高齢者の方が多いことから、高齢者同士の支え合いが多くなっていると思われる。

【交通の便】

- 車がないと活動するのは難しい。今後、会合を行うことも難しくなってくると思う。今は運転できているが、今後はわからない。
- 移動支援事業の拡充が必要と考えられる。
- 移動支援ボランティアは伊豆稲取駅への送迎を受け付けていないため、伊豆稲取駅へ行く場合はタクシーを呼ばなくてはならない。
- 災害発生時等における交通の便に対する不安がある。

【生活困窮・就労支援】

- 3世代世帯の減少等に伴って、生活困窮者自立支援事業の利用者のうち高齢者が占める割合が多くなっている。また、高齢者からの生活困窮に関する相談も多くなっている。
- 50代以降の人の、就労先がないという相談も一定数みられている。

【その他】

- 「制度の狭間」の課題については、支援が必要であるとみえても、本人が支援の利用を拒否するケースがあり、介入の難しさがある。
- 高齢者の介護施設への入所などによる、空き家等の増加が今後予想される。
- 「8050」「9060」に該当するとみられる世帯が一定数いる。

(4) 誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、東伊豆町が特に推進すべき施策**【人材確保】**

- 地域福祉活動を推進する地域リーダーなどを担う人材を育成すること。
- 誰が地域リーダーを務めるかを明確にして、計画的に育てていくこと。
- 事業の担い手を確保するために、事業についての周知が必要。
- これまで、支える人と支えられる人が分かれていたが、今後は「お互い様」の考えで接していくことが必要であり、この支えあいについて周知し、ボランティアの担い手の拡大を図ることなどが必要。

【相談支援・情報提供】

- 守秘義務に配慮された範囲で、町民の生活に関する情報が共有されること。
- 生活課題について、行政のどのセクションに相談すべきかわかりづらいと感じることから、相談先をよりわかりやすくすること。
- それぞれの関係団体が行っていることについてもっと興味を持ってもらえるよう、情報を発信すること。
- 相談窓口があっても、窓口へ行くための足がない高齢者もいることから、人が出向いてくる機会を活用して相談できる形をつくること。

【福祉教育】

- 町内外の学生を対象とした福祉教育の取組に力を入れること。また、福祉教育を通じて、社会福祉協議会について、各家庭への周知を広げること。

【地域におけるつながり】

- 地域関係・助け合いの気持ちの希薄化がみられることから、地域をみて向き合える人を増やすための取組が必要。
- 町民一人ひとりが地域の活動・集まりに積極的に参加すること。
- 地域の中で自然と助け合える仕組みづくりをすること。
- 誰もがいつかは支援を必要としながら生活を送ることを自分事として捉えること。また、地域の支援を必要とする人のことを気にかけて、できることを実践すること。
- 子どもが地域と関わるちょっとした機会が増えること。

【その他】

- 地域の福祉活動にかかる活動費や運営への支援。
- 社会福祉協議会の人員及び資金面の充実によって、社会福祉協議会による活動の幅を拡充させることが、他の団体の活動の活発化につながると思う。
- 各種関係団体が実施する定例会をより活発にすること。
- 福祉に関わる関係団体同士が集まって話しできる機会があれば、活性化につながると思う。
- ACPについて周知すること。

(5) 団体が活動していく上で、東伊豆町に望むこと

【団体運営上の助言・情報提供】

- 今まで以上に町との連携を強化したいし、自分たちへの要望も含めて話をしてほしい。
- 運営していく上でためになる情報を提供してほしい。

【団体や活動についての周知】

- 広報紙等を通じて、活動についての情報を載せてほしい。
- さまざまな団体が行っているイベント等について、どこかで子どもたちが関われる機会があると良い。

【人材確保】

- 会員になるための働きかけを町からも行ってほしい。

【地域におけるつながり・ネットワーク化】

- 町内で開催されているさまざまなイベントは参加者が固定されてきていることから、参加者の年齢を問わないイベントの開催が理想的。
- 多世代がつながるネットワークの構築が必要だと思う。もっと広範囲な分野の活動団体とも協働する機会があれば、子どもたちを通じた地域の活性化が図れるし、子どもたちが物事を知り、興味・関心を持つことにもつながると思う。

【その他】

- 横のつながりが薄いと感じる時がある。町・民生委員児童委員・地域包括支援センター・社会福祉協議会・介護施設等との間の情報交換が不十分と感じる時がある。
- あんしん見守りネットワークがもっと活用されれば、情報共有が迅速になるのではないかと思う。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

東伊豆町においては、少子高齢化が進行し、人口減少が加速しています。また、地域のつながりの希薄化等も重なって、地域福祉を取り巻く課題は多様化・複雑化がみられています。こうした現状から、町民・地域・行政・関係団体が相互に連携しながら、顕在化している生活課題・潜在的な生活課題の双方を踏まえて総合的な福祉施策を展開していくことが求められています。

東伊豆町では、令和4年度に「東伊豆町まちづくり総合指針（以下、「総合指針」という）」を策定し、機動性と柔軟性を備えたまちづくりを図っています。この総合指針では、福祉分野における目標として「支え合う福祉の充実」を掲げており、福祉教育の推進や地域活動への参加・交流の促進等を通じて、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創る地域共生社会の実現を目指しています。

本計画では、福祉分野において総合指針が掲げる機動性と柔軟性を備えたまちづくりを推進し、目指しているまちの姿の実現を図るため、以下の基本理念を定めます。

基本理念

住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創るまち

第2節 基本目標

基本目標1 地域福祉を推進するための基盤をつくる

地域福祉の充実においては、推進する役割を主体的に担う人材が必要不可欠です。誰もが、自分が暮らす地域にある生活課題を自分事として捉え、解決に向けて参画できる地域づくりを図るため、福祉教育等を通じて、町民全体の福祉への関心の向上を促進します。また、地域福祉を中心に立って推進する役割を担う人材の確保・育成に取り組みます。

基本目標2 地域におけるふれあい・支え合いの輪を広げる

地域での支え合い・助け合いの促進においては、日頃から町民同士が関係・交流を持ち、相互に理解を深めることが必要です。町民同士の交流活動をより一層促進するため、交流機会・拠点の充実に努めるとともに、地域で行われている福祉活動についての情報発信や、地域で実践される見守り活動の充実等を通じて、町民による自発的な地域活動・支え合い活動を促進・支援します。

基本目標3 一人ひとりが必要な福祉を受けられる体制をつくる

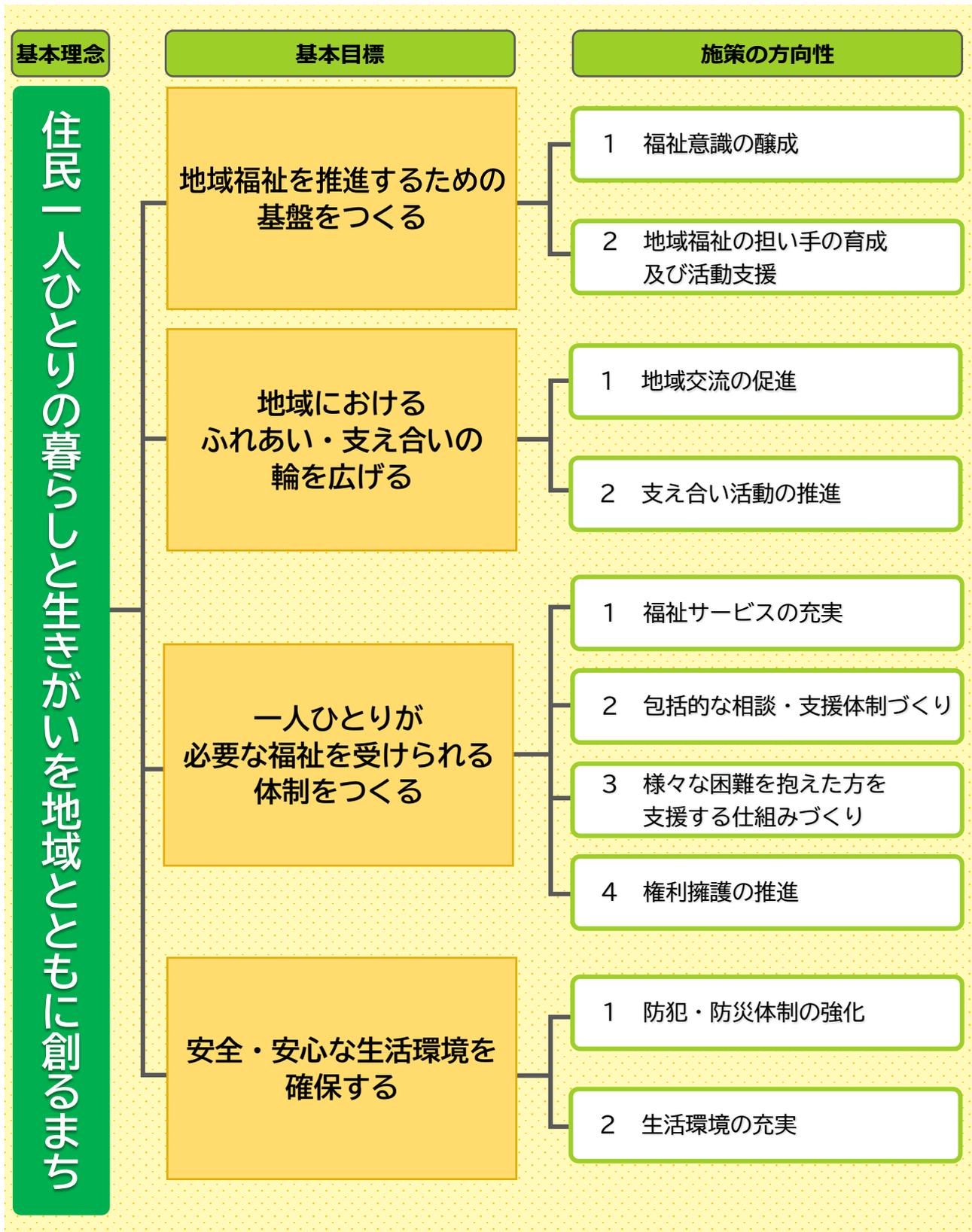
地域における生活課題の多様化・複雑化がみられる現代においては、地域が抱える困りごと・悩みごとを受け止め、適切な支援先につなぐことのできる体制を構築することが求められています。町民一人ひとりが実情に応じた的確な支援を受けることができるよう、関係部署間の連携を図るとともに、関係機関とも連携を強化して相談支援体制の充実を図ります。

また、すべての住民が等しく福祉サービスを選択・利用し、その尊厳が守られるよう、情報提供の充実やサービス利用の促進を図るとともに、サービス提供事業者と連携しながら福祉サービスの質・量の更なる向上に努めていきます。加えて、権利擁護や「制度の狭間」にある課題、再犯防止等の、多様化した生活課題への対応策についても検討・充実を図っていきます。

基本目標4 安全・安心な生活環境を確保する

災害や犯罪被害、事故等から町民の生活を守るため、地域が主体となって防災・防犯に取り組むことで、誰もが安心して暮らせる生活環境の確保を図っていきます。また、外出・移動しやすい環境づくりや、公共施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化によるまちづくりを進めることで、誰にとっても活動しやすいまちづくりを目指します。

第3節 施策の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉を推進するための基盤をつくる

1 福祉意識の醸成

現状と課題

私たちの住む地域には、子どもや高齢者、障害のある人や外国人など、様々な人が生活しています。ともに支え合いながら地域で安心して生活していくには、一人ひとりが相手を尊重し、地域への関心をもてるように、思いやりのこころを育てていくことが大切です。

アンケート調査結果によると、福祉への関心がある層は 81.2%、関心がない層は 16.8%となっており、若い世代ほど関心度が低くなる傾向がみられます。「地域共生社会」の実現に向けて、家庭、学校、地域等のあらゆる機会を通じて福祉教育に取り組み、お互いが尊重し合い、助け合える関係を築くことが重要です。

主な取組

【町民の主な取組】

- 福祉に関する情報や正しい知識を身につけて、相手を思いやる気持ちを育みましょう。
- 町で開催される福祉関係の講座や地域の祭り・伝統行事、各種イベントに積極的に参加しましょう。

【地域の主な取組】

- 身につけた福祉に関する情報を、積極的に地域で情報を共有しましょう。
- 身の回りのことから、助け合いをする気持ちを育みましょう。

【町の主な取組】

①教育現場における福祉教育の推進

- 地域住民や地域活動団体、サービス提供事業者等と連携しながら、幼稚園・保育園・小中学校等において、ボランティア体験等の機会を通じた福祉教育を推進します。

②地域における福祉教育の推進

- 地域福祉に対する関心を高めるための講座やイベント等の開催を通じて、地域において福祉について学ぶことのできる場を提供します。

③地域福祉に関する広報・啓発の推進

- 「広報ひがしいず」や町ホームページ、町公式SNSなどの媒体を通じて、地域福祉に関する広報・啓発に努め、地域における交流活動の大切さについて伝えるとともに、支え合い・助け合いの意識の向上を図ります。

【社会福祉協議会が実施する主な取組・事業】

取組・事業名	取組・事業の内容
広報企画事業(「社協だより」の発行)	社会福祉協議会の活動について紹介する「社協だより」を発行し、実施事業の広報・啓発を図ります。
実施事業についての情報発信	町の情報配信メールや公式SNS、町ホームページなどを活用して、実施事業について周知します。
「声のたよりの会」への協力	ボランティアによる、視覚障害のある人に向けて、広報紙や娯楽についての内容をテープに吹き込み、音声として配布する活動に対し、助成を行います。
福祉用具の貸し出し	小中学校等で行われる福祉教育の円滑な実施を図るため、車椅子等の福祉用具の貸し出しを行います。

2 地域福祉の担い手の育成及び活動支援

現状と課題

アンケート調査結果によると、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について「取り組んだことはない」と回答した人が約4割と最も多くなっています。そして、「仕事などの都合で機会がない」「体調がすぐれない」などを理由に、約4人に3人の割合で現在活動をしていないことがわかっています。一方、現在活動中かつ今後も活動意向のある人は、「身近なところで活動できる」「活動時間や曜日が自由である」「気軽に参加できる」などといった活動のしやすさに重きを置く傾向が見受けられます。

また、ヒアリング調査結果によると、参加メンバーの固定化や後継者不足など、人材確保の課題を抱える団体が多くみられます。引き続き、地域住民の地域活動やボランティア活動への参加を促進するとともに、町と社会福祉協議会の連携を強化し、地域福祉の担い手の育成や、活動の支援の充実を図る必要があります。

主な取組

【町民の主な取組】

- 地域で行われているボランティア活動に関心をもつとともに、持っている特技や経験を活かして積極的に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動に関心を持ち、理解と協力を心がけましょう。また、身近な相談相手として積極的に活用しましょう。
- ボランティア活動に関心のある人は、ボランティア活動に関する情報を集めて、自分はどんな活動に取り組めるか考えてみましょう。

【地域の主な取組】

- 地域の一員であるという意識をもって、地域の行事や地域の中での役割を引き受けるなどして、周囲の住民と積極的に関わりをもちましょう。
- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動に関心を持ち、理解と協力を心がけましょう。また、身近な相談相手として積極的に活用しましょう。

【町の主な取組】

①地域福祉を担うリーダーの確保・育成

- 社会福祉協議会と連携しながら、地域における福祉活動において、リーダー的な役割を担う人材の確保・育成を図る機会を充実させます。

②福祉に関する研修等への参加促進

- 町役場において保健・福祉分野に従事する職員に対して、県や関係機関が実施する専門的な研修への参加を促します。

③ボランティアに関する情報発信

- 社会福祉協議会と連携しながら、「広報ひがしいず」や町の情報配信メール、町公式SNSなどを活用して、町内で実施されているボランティア活動についての情報発信を行うことで、活動の充実と参加者の拡充を図ります。

④ボランティア活動を担う人材の確保・育成

- 移動支援をはじめとするボランティアを担う人材を確保・育成する養成研修を行います。
- ボランティア活動を担う人材を確保するため、町内の高校と連携した取組を推進します。

⑤ボランティアやNPO団体の活動への支援

- 社会福祉協議会と連携しながら、各種ボランティア団体・NPO団体などに対して、より円滑かつ効果的な活動につながるよう情報提供の充実を図ります。

【社会福祉協議会が実施する主な取組・事業】

取組・事業名	取組・事業の内容
傾聴ボランティア養成講座	悩みや寂しさを抱えている人の話を聞き、共感し、心のケアを行う傾聴ボランティアを養成するための講座を実施するとともに、活動している傾聴ボランティアを対象としたフォローアップ講座を行います。
運転ボランティア養成研修	高齢者の方々が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、外出を支援する移動支援事業の担い手である協力会員を増やすための運転ボランティア養成講座を開催し、事業の拡大・充実を図ります。
市民後見人養成講座	一般の市民が地域で後見人として活動できるようにすることを目的とした養成講座を実施します。また、養成講座修了者に対して、日常生活自立支援事業の生活支援員及び法人後見の支援員として活動する機会を提供し、市民後見人としての資質向上を図ります。
共同募金事業	「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい募金」の活動において集められた募金を活用して、町内で福祉活動に取り組んでいる関係団体への助成を行うことで活動支援を図るとともに、生活が苦しい方への金銭的支援につなげます。

基本目標2 地域におけるふれあい・支え合いの輪を広げる

1 地域交流の促進

現状と課題

誰もが地域で幸せに暮らしていくためには、地域のつながりやふれあいを大切にし、お互い尊重し支え合う意識が重要です。しかしながら、近年は近所付き合いの衰退など、顔の見える地域生活が減少している傾向にあります。

アンケート調査結果によると、近所の人との付き合いは「たまに立ち話をする程度」が38.7%と最も多く、次いで「会えばあいさつをかわす程度」が24.2%となっています。また、地域の中での問題点として、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」や「世代間の交流が少ない」を挙げている人がそれぞれ約2割を占めています。今後も普段からの挨拶や声かけなど隣近所同士の関係性を保つとともに、年代を超えて地域で交流できる機会の充実を図るなど、身近なところから地域を住み良くしていくことが大切です。

主な取組

【町民の主な取組】

- 隣近所や地域の人と積極的にあいさつを交わすなど、身近な交流を大切にし、お互いの顔が見える関係を築きましょう。
- 自治会（隣組）に加入し、地域活動に参加しましょう。

【地域の主な取組】

- 地域の伝統行事や地域活動に、積極的に関わりを持ちましょう。
- 地域の中で世代間交流の機会を設け、交流を深めましょう。
- 行事・イベントが開かれるときは、隣近所で声をかけあって、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。

【町の主な取組】

①地域における交流機会の充実

- 健康づくりを目的とした各種教室や、町民同士でスポーツを行う機会等を通じて、町民同士が気軽に集まり交流できる場の充実を図ります。

②世代間交流の促進

- 高齢者や障がいのある人、子育て家庭などの多様な町民が集まり、交流することのできる機会の充実を図ります。

③気軽に参加できる行事・イベントの開発・運営

- 子どもから高齢者まで、多くの町民にとって関心があり、参加しやすい内容である行事・イベントの企画・運営に取り組みます。
- 旧稲取幼稚園を、町の新たな交流拠点として位置づけ、日常的にさまざまな町民が気軽に立ち寄り、集うことのできる身近な居場所として活用していきます。

④交流活動・拠点に関する情報発信

- 地域における身近な居場所や交流拠点、実施されている交流活動等に関する情報について、「広報ひがしいず」や町公式SNS、有線テレビなどを活用して提供します。

【社会福祉協議会が実施する主な取組・事業】

取組・事業名	取組・事業の内容
趣味講座	65歳以上の高齢者を対象とした講座（ストレッチ教室、笑いヨガ教室等8講座）を実施し、町民同士の交流促進や健康づくりを図ります。
「ほほえみの会」への協力	身体障害者の身体機能の維持・向上や社会的交流を目的としたつどいの場である「ほほえみの会」の運営を支援します。
「こどもの広場」の開催	子どもとその保護者が集まって交流できる「こどもの広場」を開催します。

2 支え合い活動の推進

現状と課題

地域の中で起きるちょっとした困りごとに対しては、地域住民の自主性や主体性による支え合いの仕組みによって解決を目指すことが重要です。

アンケート調査結果によると、高齢者や障害のある人の介助・介護や子育てなどで困っている家庭があった場合にできる手助けとして、「安否確認の声かけ」が62.9%と最も多く、次いで「緊急時の手助け」が38.9%となっています。

また、ヒアリング調査結果においても、地域の中で自然と助け合えるような仕組みづくりなど、地域におけるつながりの強化を重視した意見が挙がっています。「東伊豆町あんしん見守りネットワーク」など生活支援や見守りの体制の強化を図り、地域での支え合いを促進していくことが求められています。

主な取組

【町民の主な取組】

- 日頃から、隣近所や地域の方々との交流を大切にし、互いに声を掛け合う関係を築きましょう。

【地域の主な取組】

- 普段から、近所の子どもやひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障がいのある人などへの「見守り」や「声かけ」を行いましょう。
- 福祉活動・見守り活動に関する情報を得られる拠点として、ボランティアセンターを活用しましょう。
- 地域の中で活動している団体と積極的に交流を図りましょう。

【町の主な取組】

①地域福祉活動・福祉活動に関する情報発信

- 町内で実施されている地域福祉活動や、地域のために活動している各種団体に関する情報を広く発信し、それぞれの活動・団体への理解促進を図ります。

②自主的な地域活動への支援

- 地域において、町民によって自主的・自発的に行われている地域活動に対し、周知活動や情報提供、活動の場の提供等を通じた活動支援を行います。

③関係機関・団体との連携強化

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の、町内の福祉に関わる関係機関・団体との連携によって行われる地域福祉活動の充実と、活動への参加者の拡充を図ります。

④生活支援体制の構築・推進

- 地域の暮らしにおける困りごとを地域で解決できる体制づくりの一環として、保健・医療・介護等の各分野の関係者が集まって協議を行う「暮らし会議」と、「暮らし会議」で挙げた困りごとについて協議する「地域課題検討会議」を開催し、生活環境の改善を図ります。
- より暮らしやすい地域づくりに向けて、専門の会議において、地域における支え合いを推進する役割を担う生活支援コーディネーターや地域の関係団体が地域の暮らしにおける困りごとについて共有し、解決策を検討します。

⑤「東伊豆町あんしん見守りネットワーク」の体制拡充

- 認知症の方が徘徊等で行方不明になった際に、町内の協力事業者による情報提供と搜索依頼を通じた早期発見と保護を行うためにネットワークである「東伊豆町あんしん見守りネットワーク」について、体制拡充に向けた新たな協力事業者の発掘・確保を図ります。
- 行方不明となった高齢者の早期発見と保護が可能になるよう、高齢者搜索模擬訓練を定期的に実施します。
- 見守りの対象となる認知症高齢者への理解が深まるよう、認知症サポーター養成講座を開催します。

⑥地域における見守り体制の強化

- 地域において町民同士が行う見守り活動や、配食サービスを提供している事業者によって行われる見守り・安否確認等の活動の促進を図ります。

【社会福祉協議会が実施する主な取組・事業】

取組・事業名	取組・事業の内容
ボランティアに関する情報発信	「社協だより」や社会福祉協議会のホームページを活用して、町内で行われているボランティア活動についての情報を発信します。
ボランティア体験の場の提供	ボランティア活動への理解促進・関心向上を図るため、ボランティア活動を体験できる機会を提供します。
学校支援活動への協力	児童・生徒の登下校の見守りを行う「放課後見守り隊」の活動を支援します。
傾聴ボランティア事業	高齢者や障害のある人をはじめとする悩みや寂しさを抱えている人を対象に、依頼者と傾聴ボランティアのマッチングをし、共感による心のケアを行います。
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で健康的かつ生き生きとした生活を送ることができるよう、地域の生活支援等の関係者のネットワークや既存の取組、地域資源を活用した生活支援の提供体制を調整する生活支援コーディネーターを設置します。

基本目標3 一人ひとりが必要な福祉を受けられる体制をつくる

1 福祉サービスの充実

現状と課題

東伊豆町では様々な福祉サービスが提供されていますが、地域住民が必要となる状況になるまで、それらの情報を知る機会はそれほど多くないのが現状です。

アンケート調査結果によると、東伊豆町の保健福祉施策（サービス）について『充実している』（「とても充実している」と「まあまあ充実している」の合計）と回答した人は約5割となっています。また、社会福祉協議会に対し、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」を求める回答が約6割と最も多くなっており、住み慣れた自宅での生活を続けられるための支援へのニーズが高まっています。社会福祉協議会の活動内容について広く周知し、介護や子育てをはじめとした多様な福祉サービスの充実を図り、利用につなげていく取組が重要となっています。

主な取組

【町民の主な取組】

- 福祉サービスについての理解を深めましょう。
- 一人ひとりが、適正な量の福祉サービスの利用を心がけましょう。
- 福祉サービスの担い手として、地域で行われる活動に参加しましょう。
- 日頃から身体を動かす習慣をつけ、規則正しい食生活を送るなど、健康づくりを心がけましょう。
- 健康づくりなどに取り組む自主グループの結成や、OB会等の活動に積極的に参加しましょう。
- 自分や家族の健康状態に関心を持ち、意識して健康管理を行いましょう。

【地域の主な取組】

- 地域にいる、支援を必要とする人の情報の把握に努めましょう。
- 身近に支援を必要とする人がいる場合は、行政機関や民生委員・児童委員などへつなげて、適切な福祉サービスの利用につなげましょう。

【町の主な取組】

①適切な福祉サービスの提供

- 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「子ども・子育て支援事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等の各分野の計画に基づいて、福祉サービスを適切に提供していくとともに、サービス提供事業者との連携・協力によるサービスの質の向上を図ります。

②サービス提供事業者選択への支援

- 福祉サービスの利用にあたって、利用者が望ましいサービス提供事業者を選択できるよう、事業者及び実施しているサービスについての情報提供に努めます。

③社会福祉協議会を中心とした福祉活動の活性化に向けた支援

- 福祉活動の展開にあたって、地域福祉の推進において中核的な役割を担っている社会福祉協議会との連携強化に努めます。
- 社会福祉協議会が実施する各種事業・ボランティア活動の担い手の確保・育成への協力に努めます。

④社会福祉協議会の活動への支援

- 社会福祉協議会が実施している、閉じこもりの防止や仲間づくりを目的とした住民主体の福祉活動を支援することで、地域における居場所づくりを推進します。

⑤子育て家庭に向けた支援の充実

- 「子育て世代統括支援センター」を中心とした、子育て家庭を取り巻くさまざまな悩みや不安、生活課題等を受け止め適切な支援・助言・指導を行うことのできる相談支援体制を整備、運営します。
- 子どもとその保護者が相互に交流し、ふれあい、情報交換等を行うことのできる機会の充実に努めます。

⑥住民主体で取り組む健康づくり活動の推進

- 各種健康づくり教室やふれあいいきいきサロンなどの、住民が自主的・継続的に取り組むことのできる健康づくり活動等を推進します。また、事業についての周知・情報発信を通じて新規参加者の拡大を図ります。

⑦自主グループ結成への支援・参加促進

- 住民が主体的に健康づくり活動や介護予防活動に取り組むことができるよう、健康づくり教室参加者によるOB会への参加の呼びかけや、自主グループ結成への支援を図ります。

⑧各種健（検）診の受診・健康教室等への参加の促進

- 生活習慣病をはじめとする病気の早期発見・早期治療・重症化予防を図ってより健康的な生活を送れるよう、特定健康診査や後期高齢者健康診査、各種がん検診等の実施体制の充実と受診勧奨を行います。
- 子どもの健康的な成長を確認する上で不可欠である乳幼児健康診を実施するとともに、確実な受診に向けた受診勧奨を行います。
- 健康づくりを目的とした各種教室の充実と参加促進に努めます。

【社会福祉協議会が実施する主な取組・事業】

取組・事業名	取組・事業の内容
社会福祉協議会運営事業	社会福祉協議会の運営に係る理事会や評議会の実施、事業計画の策定と報告、予算管理、協議会員の募集、会計事務、福祉団体への支援等を行います。
地区社会福祉協議会の活動への支援	各地区による社会福祉協議会支部活動に対して助成金を交付するとともに、福祉活動への助成を行います。また、各地区社会福祉協議会との相互の情報交換を行います。
各地区におけるサロン活動の実施	大川地区、北川地区、奈良本地区、片瀬地区、湯ヶ岡地区、稲取地区の6地区で、高齢者の居場所となる「ふれあいいいききサロン」を運営します。
生きがいデイサービス事業	高齢者の体力の維持や生きがいづくりなどを目的に、保健福祉センターを会場として、レクリエーションやリハビリ、軽作業等を行います。

2 包括的な相談・支援体制づくり

現状と課題

地域生活における課題の解決を図るには、誰もが悩みや困りごとを気軽に相談できる体制の確保が必要です。

アンケート調査結果によると、社会福祉協議会の活動について、約半数の人が「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」を望んでいます。一方、一番身近な相談窓口としての機能を担う民生委員・児童委員について、その役割や活動の認知度は22.7%にとどまっています。

また、ヒアリング調査結果によると、それぞれの生活課題に応じた相談先がわかりづらいことや、相談窓口の周知が必要であることなどが、意見として挙がっています。引き続き、各関係機関との連携強化や、幅広いニーズにワンストップで対応できる包括的な相談体制の整備を進めていく必要があります。

主な取組

【町民の主な取組】

- 福祉に関する専門的な相談窓口や、自身が暮らしている地域の民生委員・児童委員を確認しておきましょう。
- 地域の身近な相談相手として、民生委員・児童委員を積極的に活用しましょう。
- 不安や悩みは、一人で抱え込まず、地域の中で積極的に相談するよう心がけましょう。
- 身近な人が悩み事を抱えているときは、相談窓口につなげましょう。
- 「広報ひがしいず」や「社協だより」、町ホームページや町公式SNS、メール配信システムなどを活用して、普段から必要な情報や各種相談窓口について確認し、町の福祉サービスを有効に活用しましょう。

【地域の主な取組】

- 地域の、情報が届きにくい人に対しては、ふだんからコミュニケーションをとるよう心がけ、必要な情報を伝達しましょう。

【町の主な取組】

①相談支援体制の強化・連携

- 複雑化・複合化した福祉課題・生活課題に対応するため、高齢・障害・子ども・生活困窮・その他の福祉に係る関係部署等が相互に協議を行い、課題の解決を図ります。
- 各種相談窓口において相談支援を行うとともに、個別のケースに応じて、家庭の訪問を通じた相談支援と指導、見守り等を行います。

②関係分野間の連携強化

- 医療・保健・福祉・介護等の関係機関の連携を強化し、住民を必要かつ適切なサービスにつなげることのできる体制づくりを図ります。

③重層的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）

- 介護、障害、子育て、生活困窮等について、これまで分野ごとに行われていた既存の相談支援や地域づくりの取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応の難しい「複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応するための包括的な支援体制である「重層的支援体制」の構築を図ります。

④相談業務に従事する職員のスキルアップ

- 町役場において保健・福祉分野に従事する職員に対して、県や関係機関が実施する専門的な研修への参加を促します。【再掲】

⑤相談窓口に関する情報発信

- 町の各種相談窓口について、「広報ひがしいず」や町ホームページなどを活用してわかりやすく周知します。

⑥民生委員・児童委員との連携強化

- 地域における身近な相談役である民生委員・児童委員による活動の活性化・円滑化を図るため、民生委員・児童委員協議会定例会を定期的に開催し、寄せられた相談内容の把握・共有を行います。また、新たな成り手を発掘・確保するための取組について検討していきます。

⑦民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活用促進

- 地域における、福祉に関する身近な相談相手である民生委員・児童委員や社会福祉協議会について、多様な媒体を用いてその活動内容を周知し、活用促進を図ります。

【社会福祉協議会が実施する主な取組・事業】

取組・事業名	取組・事業の内容
生活困窮者自立支援事業	失業や多重債務、病気、ひきこもり、障害、高齢、ひとり親世帯等のさまざまな要因によって経済的に生活が困窮している方に対して、個別の生活状況に応じた相談支援・就労支援・経済的支援等を行います。
日常生活自立支援事業	高齢者や障害のある人などのうち、一定の判断能力のある人を対象に、福祉サービスの選択・利用についての相談や契約のサポート、日常的な金銭管理等の支援等を行います。

3 様々な困難を抱えた方を支援する仕組みづくり

現状と課題

近年、雇用の不安定や物価の上昇などにより生活困窮状態に陥る人々が増加し、貧困の世代間連鎖といった問題があります。他にも、ひとり親家庭、外国籍住民、ひきこもり、虐待、DV、ヤングケアラーなど、福祉に関する問題は多岐にわたります。

アンケート調査結果によると、生活困窮の問題や支援制度については、「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」が約7割と最も多くなっています。

また、ヒアリング調査結果によると、8050問題・9060問題に該当するとみられる世帯の存在や、支援の利用を拒否する人に対する介入の難しさといった課題がみられます。複合化した問題や、従来の支援制度では利用できるサービスがないいわゆる「制度の狭間の課題」への対応について、関係機関間の連携強化を図り、分野横断的に対応する体制が求められています。

主な取組

【町民の主な取組】

- 地域にはさまざまな悩みを抱えた人がいることを理解し、自分にできるサポートを実践しましょう。
- 地域で支援を必要としている人への声かけや見守りを行いましょう。
- 地域で支援を必要としている人を、専門的な相談窓口につなげましょう。

【地域の主な取組】

- 地域で支援を必要とする人を見つけたら、町や関係機関につなげて情報共有を図りましょう。

【町の主な取組】

①生活困窮者の実態把握と支援

- 生活困窮者が地域で孤立することのないよう、民生委員・児童委員等と協力しながら、地域における生活困窮者の実態把握に努めます。また、必要とする人に行き届くよう、支援制度についての周知に努めます。
- 生活困窮の背景には経済的問題の他に就労問題や健康問題等のさまざまな事案が重なっていることが多いことから、関係部署・関係機関との連携による包括的な支援に努めます。

②ひきこもりの人への支援策の検討（アウトリーチ対策）

- ひきこもり状態にある人とその家族への支援を図るため、町内におけるひきこもりの実態把握に努めるとともに、参加支援やアウトリーチ等を組み合わせた個別の対応を図ります。

③ヤングケアラーへの支援

- 親や祖父母、きょうだいの世話や介護、家事等を日常的に行っている子どもを指す「ヤングケアラー」について、町内の実態把握と適切な対応を図ります。

④「制度の狭間」の課題への対応策の検討

- 8050（9060）問題や、子育てと介護の両立を迫られる状態を指す「ダブルケア」、空き家の管理やごみ屋敷などの、既存の福祉制度において対応することが難しいいわゆる「制度の狭間」の課題についての対応策を、関係機関と連携しながら検討していきます。

⑤再犯防止対策・社会復帰支援

- 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える仕組みである「社会を明るくする運動」などを通じて、誰もが地域社会の一員としてお互いを尊重し、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域づくりを推進します。
- 再犯防止に向けた取組に関心を持ち、保護司会等の関係団体に対する理解を深めるとともに、関係団体による活動に関する周知・啓発を図ります。

【社会福祉協議会が実施する主な取組・事業】

取組・事業名	取組・事業の内容
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や高齢者世帯、障害のある人の世帯に対し、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を目的として生活にかかる費用の貸付を行います。
生活困窮者自立支援事業【再掲】	失業や多重債務、病気、ひきこもり、障害、高齢、ひとり親世帯等のさまざまな要因によって経済的に生活が困窮している方に対して、個別の生活状況に応じた相談支援・就労支援・経済的支援等を行います。
小口福祉資金貸付事業	生活の安定と自立厚生を目的として、生活困窮者を対象に、緊急的に必要な小口資金の貸付を行います。
ふじのくに型学びの心育成支援事業	生活困窮世帯の子どもの自立促進を図るため、学習の場を提供します。

4 権利擁護の推進

現状と課題

高齢化が進む中、認知症や障害等により判断能力が十分でなくても、自らの権利や尊厳、財産が守られ、安心して暮らせる社会の実現が求められています。

アンケート調査結果によると、成年後見制度の認知度（「制度の内容を知っている」と「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の合計）は約75%であり、そのうち、財産管理などができなくなった場合に利用意向がある人は、約4人に1人の割合となっています。また、判断能力が低下した場合に支援してほしいことは、「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」が62.6%と最も多くなっています。引き続き、人権意識の向上に向けた取組のほか、権利擁護に関する制度に関するわかりやすい広報に努め、制度の利用につなげるとともに、その担い手としての市民後見人の育成を図ることが必要です。

主な取組

【町民の主な取組】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の、権利擁護に関する制度・サービスの内容の理解を深めましょう。
- 認知症高齢者や障がいのある人、子どもなどの弱い立場にある人に対する虐待等の、人権に関わる問題を正しく理解し、必要な行動をとれるよう努めましょう。

【地域の主な取組】

- 地域にいる、認知症高齢者等の、判断能力の低下に伴う支援を必要とする人を早期発見に努め、必要な支援につなげましょう。
- 虐待の可能性があるなど、支援を必要とする人の早期発見に努め、必要な支援につなげましょう。

【町の主な取組】

① 成年後見制度の利用促進

- 「東伊豆町成年後見制度利用促進基本計画」（第5章参照）に基づいて、成年後見制度の周知・啓発に努めるとともに、制度を必要とする人による利用促進を図ります。

② 市民後見人の育成

- 社会福祉協議会と連携しながら、成年後見制度の円滑な活用において重要な役割を担う市民後見人を養成する市民後見人養成講座を実施します。

③ 権利擁護に係る関係機関との連携強化

- 弁護士や司法書士、裁判所、警察等の権利擁護に係る関係機関等について、合同の勉強会の開催等を通じた相互の連携強化を図ります。

④日常生活自立支援事業の利用促進

- 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、高齢者や障害のある人に関する相談を受ける中で、必要とみられる人に事業を紹介し、適切な利用につなげます。

⑤虐待防止と早期対応の推進

- 高齢者や障害のある人、児童への虐待や家庭内暴力（DV）の防止を図るため、広報による周知を図るとともに、高齢者や障害のある人と関わる事業者への研修等を実施します。また、地域における見守りを通じて、虐待・家庭内暴力（DV）の事例及びリスクの早期発見を図ります。
- 発生してしまった事案への適切な対応に向けて、「虐待対応マニュアル」を作成し、関係部署や警察、支援に係る関係機関と共有するとともに、相互の連携強化を図ります。

⑥人権意識の向上に向けた取組の推進

- 差別や虐待、ハラスメントなどのさまざまな人権問題についての相談を人権擁護委員が受け付ける人権相談を行います。また、「みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）」や静岡県人権啓発センターが設置している相談窓口について周知します。
- 互いを尊重し思いやる心を養うことを目的に、町内の幼稚園・認定こども園・小学校・中学校にて人権擁護委員による人権教室を行います。また、花の種をまき、育てる体験を通じて命の大切さについて伝えます。
- 人権についての啓発活動・相談支援を行う人権擁護委員の確保・育成を図ります。

【社会福祉協議会が実施する主な取組・事業】

取組・事業名	取組・事業の内容
成年後見事業	成年後見制度に関する相談及び利用支援、制度に関する広報及び啓発、裁判所との受任調整、市民後見人への活動支援等を包括的に実施します。
日常生活自立支援事業 【再掲】	高齢者や障害のある人などのうち、一定の判断能力のある人を対象に、福祉サービスの選択・利用についての相談や契約のサポート、日常的な金銭管理等の支援等を行います。
市民後見人養成講座 【再掲】	一般の市民が地域で後見人として活動できるようにすることを目的とした養成講座を実施します。また、養成講座修了者に対して、日常生活自立支援事業の生活支援員及び法人後見の支援員として活動する機会を提供し、市民後見人としての資質向上を図ります。

基本目標4 安全・安心な生活環境を確保する

1 防犯・防災体制の強化

現状と課題

近年では全国的に自然災害が増加していますが、災害時に安全に避難するためには、住民同士の助け合いが必要です。また、犯罪や交通事故などに巻き込まれることなく、誰もが安全で安心な地域生活を送るためにも、地域に根ざした福祉のまちづくりが必要です。

アンケート調査結果によると、住んでいる地域の中での問題点として、「緊急時の対応体制がわからない」が23.7%と最も多くなっています。また、地域で必要だと思う災害への備えとして、約6割の人が「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」と回答しています。一方で、避難支援者（災害時要援護者に対し、支援を心がけていただく方）になることについては、自分の家族や親族であればなってもいいと考える人が6割近くであるのに対し、町内の人や同じ自治会の人だと約3割にとどまっています。日頃からの地域でのつながりが強まることで、防災・防犯力の向上が期待されるため、平常時からの防災訓練の実施など、組織的な対策を着実に積み重ねていくことが求められます。

主な取組

【町民の主な取組】

- 地域の防災訓練等に参加し、災害時の避難場所や、いざという時に避難できる近所の丈夫な建物等を日頃から把握しましょう。
- 災害時にすぐ避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路等を日頃から確認しましょう。

【地域の主な取組】

- 近所の子どもやひとり暮らし高齢者、障がいのある人などの、災害発生時や緊急時において支援を必要とする人について把握しておきましょう。
- 小・中学校の登下校時間に合わせた見守りや声かけを、散歩などの機会を活用して説教的に行いましょう。

【町の主な取組】

①防災意識の高揚に向けた啓発

- 地域防災訓練や土砂災害訓練・津波避難訓練をはじめとする各種防災訓練の実施を通じて、町民の防災意識の高揚を図ります。

②消防団の活動への支援

- 地域の消防団員の確保を図るため、広報による活動支援を行うとともに、円滑な活動に向けた仕組みの改革について検討していきます。

③避難行動要支援者の把握と支援体制の整備

- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者台帳の整備を通じて実態把握を行うとともに、把握した情報を民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと共有することで、円滑な避難行動につなげます。
- 民生委員・児童委員と連携しながら、避難行動要支援者に対する日頃からの見守り活動を推進します。

④地域における防犯力の向上

- 防犯の重要性についての周知・啓発を行い、町民の理解促進と防犯意識の向上を図ります。
- 不審者情報や特殊詐欺被害等についての情報を町民に向けて発信し、地域全体の防犯力向上を図ります。

⑤感染症対策に向けた普及・啓発

- 感染症対策を図るため、定期的な予防接種の実施と受診勧奨を行います。
- 町内の事業者に向けて留意すべき対策やできることについて情報提供・相談支援を行うことで感染拡大防止に向けた助言・指導を行います。

【社会福祉協議会が実施する主な取組・事業】

取組・事業名	取組・事業の内容
災害ボランティア協議会事業	災害発生時、町が災害ボランティアによる支援を必要とする際に、町災害ボランティア本部を設置・運営するとともに、集まってくる災害ボランティアの方々と地域からの要望のマッチングを行います。また、平常時から、有事に備えた訓練・勉強会・関係づくりを実施します。

2 生活環境の充実

現状と課題

外出や社会参加をするうえで、年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが気軽に安心して外出できる環境の整備など、人にやさしいまちづくりの推進は必要不可欠です。

アンケート調査結果によると、東伊豆町は子どもや高齢者、障害のある人などにとって暮らしやすいと思う層が 32.2%であるのに対し、暮らしやすいと思わない層は 54.4%と半数以上を占めています。また、東伊豆町の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取組として、「交通の利便性の確保をすすめる」が約4割と最も多くなっています。さらに、必要な移動支援として、送迎を利用できる制度や公共交通サービス「ノッカルひがしいず」が上位を占めています。

また、ヒアリング調査結果においても、交通の便が十分でないことに活動のしづらさを感じるとする意見や、地域における空き家の増加を懸念する意見がみられます。移動支援の充実やバリアフリー化の推進、管理の行き届いた環境づくりなど、誰もが地域で快適に生活したり社会参加したりできるような取組がより一層求められています。

主な取組

【町民の主な取組】

- 一人ひとりが責任ある行動をとり、モラルやマナーを守って暮らしましょう。
- バリアフリーやユニバーサルデザインについての理解を深めましょう。
- 自主運行バスや公共交通サービス「ノッカルひがしいず」を有効に利用しましょう。

【地域の主な取組】

- 地域で移動に困っている人がいたら、外出する際に声をかけあって、必要に応じて買い物や送迎を手伝うようにしましょう。
- 道路や公共施設で不便な場所や危険な場所を見つけた時は、町へ連絡するようにしましょう。

【町の主な取組】

①地域で支え合って暮らすための広報・啓発

- 地域全体のモラルやマナーの向上・維持に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

②バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- 町民の誰にとっても安心して生活できる環境となるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備・施設改修に取り組みます。
- 空き家の管理やごみ屋敷等の、いわゆる「制度の狭間」にある生活環境に関する課題への対応策について検討していきます。

③自主運行バスの利便性向上

- 町内を走る自主運行バスについて、乗降調査等の実施を通じてより便利な運行ルートについて検討していくとともに、積極的な利用につながるよう運行について周知します。

④生活交通網の整備・移動支援ボランティアによる移動支援の充実

- 地域における交通網の拡充を図るため、町民同士で自家用車による送迎を行う公共交通サービス「ノッカルひがしいず」について、運行範囲の拡大に向けた検討を進めるとともに、サービスの担い手となる送迎役を担う町民ドライバーの確保を図ります。
- 「ノッカルひがしいず」以外の移動手段についても引き続き利便性の向上に努めるとともに、より有効な移動支援策についても検討していきます。

【社会福祉協議会が実施する主な取組・事業】

取組・事業名	取組・事業の内容
運転ボランティア養成 研修【再掲】	高齢者の方々が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、外出を支援する移動支援事業の担い手である協力会員を増やすための運転ボランティア養成講座を開催し、事業の拡大・充実を図ります。

第5章 東伊豆町成年後見制度利用促進基本計画

第1節 成年後見制度利用促進基本計画について

1 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進計画」（以下「計画」という。）は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「促進法」という。）第23条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、東伊豆町における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

東伊豆町では、高齢者や障害のある人をはじめとする町民の生活に密接に関わる成年後見制度についての施策を推進するため、「東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と「東伊豆町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定し、取組の充実を図ります。

第2節 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方及び目標等

賀茂地区（東伊豆町・下田市・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町）はいずれも高齢化率が40%を超え、かつひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が多い地域です。こうした現状から、今後も成年後見制度の利用へのニーズは高まっていくと考えられます。

また、弁護士や司法書士、社会福祉士といった成年後見制度に関わる専門職の数も限られていることから、市民後見人の養成や市民後見人の活動を支える法人後見、中核機関の整備が必要不可欠となっています。

1 基本的な考え方

成年後見制度の利用促進については、賀茂地区の1市5町及び各市町の社会福祉協議会、成年後見制度に関わる各種専門職団体との連携により行っていきます。

中核機関が実施する事務

各市町は、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局などの地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関として、各市町社会福祉協議会を位置づけて、以下に掲げる業務を委託実施します。

各市町社会福祉協議会は、賀茂地区社会福祉協議会と連携し、成年後見に関する業務を実施します。

- ①成年後見制度についての広報・周知
- ②相談・発見
- ③情報集約
- ④地域体制整備
- ⑤後見等申立ての支援
- ⑥後見等開始後の継続的な支援
- ⑦後見人等の不正防止

協議会の役割

賀茂地区においては、成年後見制度の利用促進を連携して行います。また、専門職の人数が限られている現状を踏まえて、弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会・行政の各担当者をメンバーとして、下田市社会福祉協議会に事務局を置き、賀茂地区全体の成年後見制度の利用促進についての協議を実施します。協議会における協議事項は、以下に掲げるものとします。

- ①地域課題の検討
 - ②受任者調整
 - ③市民後見人候補者名簿に掲載する候補者の選定
 - ④市民後見人養成講座及びフォローアップ講座の企画・検討
 - ⑤家庭裁判所との連携・調整
 - ⑥地域連携のネットワークに関すること
- ※受任者調整は必要な場合に行う。

2 今後の施策の目標等

①利用者がメリットを実感できる制度・運用の推進

- 後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害のある人の意志をできるだけ丁寧にくみ取って、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用を進めます。

②市民後見人の養成

- 市民後見人養成講座を継続して実施し、法人後見・市民後見人の養成に努めます。

【市民後見人養成講座修了者数（人）】

	実績値					目標値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
東伊豆町	0	1	2	1	1	1	1	1	1	1

【市民後見人の候補者名簿（掲載者数）（人）】 ※目標数

	実績値					目標値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
東伊豆町	10	11	13	14	15	16	17	18	19	20

【法人後見の受任数（人）】 ※各類型合算数

	実績値					目標値				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
東伊豆町	1	1	3	3	0	1	1	1	1	1

第6章 東伊豆町再犯防止推進計画

誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

更生保護や再犯防止施策は、刑事施策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢者、障害がある人、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

本町では、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」の趣旨に基づき「第5期東伊豆町地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、再犯防止対策・社会復帰支援を具体的・効率的に展開するため、「東伊豆町再犯防止推進計画」として一体的に策定します。

【住民・地域に求める役割】

- 再犯防止の取組を進める保護司や関係団体等に関する理解を深めましょう。
- 地域住民同士、お互いを尊重し、支え合いましょう。
- 再犯や非行をした人の社会復帰を受け入れる地域づくりを進めましょう。

課題と取組

1 更生保護活動の推進

犯罪をした者等が、再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、指導・支援にあたる保護司や社会復帰を支援する活動を行う更生保護女性会などの関係団体と連携し、地域社会の一員として立ち直りを支援する取組を進めていきます。また、保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全、安心の担い手として多面的な役割が期待されています。町としても、保護司制度の周知及び保護司の人材確保に協力します。

2 広報・啓発活動の推進

毎年7月は、「社会を明るくする運動強調月間」であり、社会を明るくする運動の一環として、保護司会を中心に町等の関係者が商業施設で街頭広報としてチラシを配布し、犯罪や非行の防止に関する広報、啓発活動に取り組んでいます。

また、毎年、町内の小中学校を対象に「社会を明るくする運動」の作文を募集するとともに、小学校で4回、登下校時の声掛け運動を行い、児童の健全育成に取り組みます。

これらを通じて、広く犯罪や非行の防止及び犯罪をした人たちの更生についての理解を進め、子どもたちや高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域で再犯防止のため、社会を明るくする運動を通じて、町民に対し更生保護活動の普及啓発を実施します。

3 福祉サービスの提供

犯罪や非行をした者等の中には、その犯罪や非行の背景として、学習障害（LD）や注意欠如・多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム症（ASD）などの発達上の課題がある場合があり、また、そうした課題を抱えながらこれまでの成育歴において適切な支援につながっていないなど、課題の存在そのものが見過ごされてきた場合も少なくありません。

罪を犯した者等に関する理解を進め、犯罪の予防として地域におけるソーシャル・インクルージョン（すべての人々を孤立・排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと）につなげられるよう、地域の関係機関等と連携して、発達上の課題を踏まえた支援について検討していきます。

4 学校等と連携した就学支援の実施等

非行を未然に防止するために、また、非行等を理由とする児童・生徒の修学の中断を防ぐため、学校を始めとした地域の様々な関係機関及び団体が、非行あるいは問題行動を含めた児童・生徒の行動や状況に応じ、少年の居場所づくり、悩みを抱える子どもや保護者に対する相談受付といったさまざまな取組を進めます。

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内における体制

本計画における施策や今後の取組を推進するにあたっては、関係各課によって構成される全庁的かつ横断的な体制を築いて行うものとします。

2 協働による計画の推進

地域福祉計画で中心的な役割を担っているのは、地域で生活を送っている住民自身です。住み慣れた地域で支え合い、助け合って暮らしていける地域社会を実現するためには、行政の取組だけでは不十分であり、地域住民との連携・協働が必要不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに応えていくうえで、地域の中で活動しているボランティアや関係機関・団体、福祉サービス提供事業者等も地域福祉における重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が相互に連携し、それぞれの役割と責任を果たしながら、協働していくことが重要です。

住民一人ひとりの役割

一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域福祉を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められます。

そのために、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから周囲に目を向けることを心がけるとともに、自分たちでできることは自分たちで行うなど、主体的に地域福祉の活動に参画します。

地域の役割

自治会や民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体等、地域活動を行う各種団体が相互に連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題において積極的な役割を果たすことが求められています。また、地域のサービス提供事業者は、利用者の自立支援やサービスの質の確保・向上、事業内容やサービス内容についての情報提供・周知に取り組む役割が求められます。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が地域福祉の考え方を知り、活動の活性化を図るとともに、連携・協働のもと取組を推進します。また、サービス提供事業者は、利用者の意見や要望を聞き、よりよいサービスの提供に努めます。

行政の役割

行政は、住民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、地域のボランティアや福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会等の関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を活発化させるための支援に取り組みます。また、総合的な地域福祉の推進を図るため、保健・医療・福祉に係る関係各課のほか、教育・防災等の庁内関係各課との連携を強化します。

第2節 計画の進行管理

1 目標指標の設定

本計画の策定にあたって実施したアンケート調査結果から、計画の推進による町民の意識等に関する目標指標を設定し、現状の改善・向上を目指します。

基本目標	目標指標	当初値 (令和2年度)	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
基本目標1 地域福祉を推進するための基盤をつくる	福祉に関心がある人の割合	78.5%	81.2%	85%以上
	地域活動やボランティア活動に取り組んでいる人の割合	23.4%	↓ 19.3%	40%以上
基本目標2 地域におけるふれあい・支え合いの輪を広げる	地域に愛着がある人の割合	80.1%	83.3%	85%以上
基本目標3 一人ひとりが必要な福祉を受けられる体制をつくる	民生委員・児童委員の役割や活動内容をよく知っている人の割合	21.6%	22.7%	50%以上
	東伊豆町の保健福祉サービスは充実していると思う人の割合	55.2%	↓ 50.8%	70%以上
	成年後見制度の内容を知っている人の割合	23.4%	28.1%	50%以上
基本目標4 安全・安心な生活環境を確保する	地域の防災訓練に参加している人の割合	38.7%	↓ 36.6%	50%以上
	災害時要援護者支援事業を知っている人の割合	14.1%	18.8%	30%以上